
平成23年 第2回（定例）由 布 市 議 会 会 議 録（第4日）

平成23年 6 月20日（月曜日）

議事日程（第4号）

平成23年 6 月20日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 報告第4号 平成22年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

日程第3 報告第5号 平成23年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について

日程第4 報告第6号 平成22年度由布市一般会計継続費繰越計算書について

日程第5 報告第7号 平成22年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第6 報告第8号 平成22年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について

日程第7 報告第9号 例月出納検査の結果に関する報告について

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第10 議案第54号 由布市税条例の一部改正について

日程第11 議案第55号 平成23年度由布市一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 報告第4号 平成22年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

日程第3 報告第5号 平成23年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について

日程第4 報告第6号 平成22年度由布市一般会計継続費繰越計算書について

日程第5 報告第7号 平成22年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第6 報告第8号 平成22年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について

日程第7 報告第9号 例月出納検査の結果に関する報告について

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「平成23年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第10 議案第54号 由布市税条例の一部改正について

日程第11 議案第55号 平成23年度由布市一般会計補正予算（第1号）

出席議員（21名）

1番 鷲野 弘一君	2番 廣末 英徳君
3番 甲斐 裕一君	4番 長谷川建策君
5番 二ノ宮健治君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 太田 正美君	14番 佐藤 正君
15番 田中真理子君	16番 利光 直人君
17番 久保 博義君	19番 工藤 安雄君
20番 生野 征平君	21番 佐藤 人已君
22番 渕野けさ子君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 長谷川澄男君	書記 江藤 尚人君
書記 馬見塚量治君	書記 三重野鎌太郎君

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	清水 嘉彦君
教育長 ……………	清永 直孝君	総務部長 ……………	島津 義信君
総務部参事兼総務課長 ……	佐藤 式男君	財政課長 ……………	秋吉 孝治君
総合政策課長 ……………	相馬 尊重君	人事職員課長 ……………	平井 俊文君
監査・選管事務局長 ……	二宮 正男君	会計管理者 ……………	工藤 浩二君

産業建設部長	佐藤 忠由君	農政課長	工藤 敏文君
建設課長	麻生 宗俊君	水道課長	秋吉 一郎君
健康福祉事務所長	河野 隆義君	福祉対策課長	衛藤 哲雄君
子育て支援課長	津田 淑子君	健康増進課長	衛藤 義夫君
環境商工観光部長	溝口 博則君	環境課長	生野 重雄君
挾間振興局長	志柿 正蔵君	庄内振興局長	服平 志朗君
湯布院振興局長	古長 雅典君	湯布院地域振興課長	日野 正彦君
教育次長	河野 眞一君	教育総務課長	森山 泰邦君
学校教育課長	江藤 実子君	生涯学習課長	利光 浩君
スポーツ振興課長	加藤 勝美君	消防長	加藤 康男君
代表監査委員	佐藤 健治君		

○議長（**刈野けさ子君**） おはようございます。開会前に一言ごあいさつ申し上げます。傍聴者の皆様には、早朝より傍聴ありがとうございます。傍聴席では、携帯電話の電源をお切りになりますか、またはマナーモードに設定していただきたいと思います。傍聴席横に掲示しております傍聴規則を厳守していただきますようお願い申し上げます。

なお、本定例会においては、6月定例会と同様、地球温暖化対策の一環としてクールビズ対応としておりますので、議員、執行部ともに厳粛の中に起立ある議会運営についてよろしくお願いいたします。

以上、開会に当たり、私からのごあいさつといたします。

午前10時00分開議

皆さん、おはようございます。議員及び市長初め執行部各位には、本日もよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

日程に入る前に、執行部より、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 皆さん、おはようございます。議長から時間をいただきましたので、皆さん方に御報告とお礼を申し上げたいと思います。

これまで、年金病院の件でありますけれども、年金病院、また社会保険病院につきましては、

国の社会保険や年金行政改革の一環として、平成１７年１０月、ちょうど由布市が合併した月でありますけれども、その１０月に「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」、ＲＦＯと言いますが、売却、廃止する方向が当時示されたわけであります。

そういう状況の中で、これまでの年金病院の果たしてきた役割とか、いろんなことを考えたときに、地域にとって、この年金病院は必要欠かせざるものであるというふうに考えております。そういうことから、議員の皆さん方、そしてまた自治委員会の皆さん方、大いに力を貸していただいて、存続に向けての議決をいただくなど、市民一体となった取り組みをしてまいりました。

私ども由布市といたしましても、全国に関係する自治体あるいは市民団体と協力をしながら、超党派の中で厚生労働省や国会への要望活動を行ってきたところであります。その結果、議員立法として、このたび「独立行政法人地域医療機能推進機構法」というのが、先週の１７日に参議院本会議で可決されましたので御報告を申し上げたいと思います。

これで当面、売却されるということとはなくなったわけではありますが、その中の付帯決議の中で、どうしてもというときには売却もやむを得ないというような条件も入っていると聞いておりますが、とりあえず年金病院が存続されるということは、ほぼ決定されましたので、皆さん方に御報告と、そしてまた、これまでの御苦勞に心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

一般質問

○議長（**淵野けさ子**君） これより日程第１、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問・答弁を含め１人１時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、１４番、佐藤正君の質問を許します。佐藤正君。（拍手）

○議員（**１４番 佐藤 正君**） 皆さん、おはようございます。１４番、佐藤正でございます。

このたび東日本大震災による被災された皆様方、御関係者の皆様方に謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げます。不安な状態が続いておられることと存じますが、１日も早い復興を心よりお祈りを申し上げる次第であります。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

なお、答弁につきましては、市長、副市長、担当部課長をお願いをいたします。また再質問については、この席で行わせていただきます。また議長の許可をいただきましたので、市長、副市長には、図面等々を御配付しておりますので御了承いただきたいと思います。

まず、1点目の質問に入る前に、長期にわたって懸命に、東北大震災災害復旧に、職務とはいえ、その任務を終了した由布市民であり、由布市に在住している陸上自衛隊湯布院駐屯地50数名の隊員が3カ月余りの激務を終了し、先般、その家族や隊員、湯布院町民に迎えられ、湯布院駐屯地に無事に帰隊されたことに、市民の1人として深く感謝の気持ちと御労苦に敬意を表する同時に、派遣された隊員、その間、湯布院駐屯地の自衛隊業務を遂行された隊員、さらには、その家族の皆さんの支え合いの精神にさらなる敬意を表するものであります。

さて、このようなことを踏まえて、大きく分けて3点ほど質問をさせていただきます。

大きく分けて1ですが、防衛事業に伴う地域振興についてお伺いをいたします。

(1) ですが、市長の防衛事業の認識について、(2) に、由布市の防衛事業の取り組み体制について、市長の見解をお伺いします。(3) ですが、防衛事業の障害防止事業対象区域外の見直しについて、市長の見解をお伺いいたします。

次に、大きく2番目ですが、湯布院川北水源確保事業についてですが、(1) といたしまして、夏を前に湯布院地域の枯渇対策は大丈夫なのか。(2) といたしまして、重要な水源の一つである川北水源確保事業の進捗状況をお伺いをいたします。

次に、3項目の宮川水系等の災害防止事業についてですが、(1) といたしまして、宮川の防災対策の進捗状況について、(2) として、周辺水路の整備について、以上についてお伺いいたしますので、明確な答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長(瀧野けさ子君) 市長。

○市長(首藤 奉文君) 皆さん、おはようございます。大変な雨が降りましたがけれども、きょうは今のところやんで、梅雨ではありますけれども、ちょっと一安心しているところであります。

それでは、14番、佐藤正議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、防衛事業についてでございますが、この防衛事業は、周辺自治区の要望を踏まえまして、九州防衛局との協議によりまして、これまで湯布院地域の民生安定事業として、また障害防止事業として、町民が安心安全、そして豊かな生活が営まれるよう取り組んでまいったところであります。

多くの施設等の整備が行われております。湯布院地域の発展のために果たしてきた役割というのは大変大きなものがあると思いますし、今後もそのことを大事にしながら進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、近年、事業採択が非常に厳しい状況となっております。周辺自治区の要望につきまして、逐次九州防衛局と協議しておりますが、多くが具現化できていないことから、ことし4月の人事異動によりまして、防衛施設対策室に1名の増員配置を行いまして、事業採択に向けて、体制の充実を図ったところであります。

また、各種の事業は、国の「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき採択されているところでありますが、その事業採択が非常に厳しいことから、障害防止事業対象区域の見直しや採択条件の緩和について、本年５月２３日に九州防衛局へ、また６月１日には防衛省へ出向き、関係する玖珠町、九重町とともに、強く要望を行ったところであります。今後も引き続き、九州防衛局や防衛省に対して要望を強く行ってまいりたいと考えております。

次に、湯布院地域の水源確保についてでございますが、湯布院地域の水道給水は観光客の多い夏の時期に苦慮いたしております。そのため、本年度、乙丸配水池への送水量を増加させる工事、それから並柳配水池の増設工事による対応を考えているところであります。

次に、川北水源確保での伐採跡地整備についてでございますが、跡地の植林は実施されておりました、治山事業において整備する方向で大分県へ要望を行うとともに、地元説明会も開催をしてまいりました。

しかしながら、地元自治区から、跡地で工事を行うと水源の水が濁る等の多くの問題が発生する恐れがある。それで現状のままで様子を見たいとの要望があり、その状況を見守っているところであります。

次に、宮川水系等の災害防止事業についてでございますが、水害氾濫等の対策といたしましては、河川管理者の大分県が、河川の下流能力を高めるために、川西橋から福万川との合流点まで、大分川の河川改修事業を計画しております、現在、川西地区で事業を実施しております。

宮川につきましても、河川断面の確保ができず、浸水被害が生じておりますことから、大分県が平成１３年度から平成２６年度まで、計画期間として、宮川橋から上流側４００メートルの築堤や護岸の工事を順次実施しております。

平成２２年度までの進捗状況は、築堤工は９０％、護岸工は約２０％となっております。平成２３年度工事では、築堤工が完了予定で、平成２４年度以降に、護岸工の残区間を施工して事業が終了する予定となっております。

なお、宮川の河床掘削は、平成１９年度、２０年度に実施しておりますが、今後も河床掘削等の必要があれば大分県に要望してまいりたいと思います。

市の事業といたしましては、大分川にかかる八山橋のかけかえを計画しております、２３年度に橋の詳細設計を行います。新しい橋は、既設の橋と異なり、河川内に橋脚を設けずに、洪水の流下を妨げない構造にしたいと考えております。

次に、荒木地区の水路改修でございますが、改修の要望がございましたので、水路関係者とみどりネット大分とそれから農政課で現地確認を行っております。

水路改修事業では、受益面積、事業内容、事業費、費用対効果などを考慮し、該当可能な事業

の調査を行った上で、事業化の検討を行ってまいります。今後とも関係者との協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上で、私からの答弁は終わります。

○議長（渚野けさ子君） 佐藤正君。

○議員（１４番 佐藤 正君） それでは、まず最初に、現在市長は防衛協会の会長であると思
いますけども、どのような認識を持たれておりますか。

○議長（渚野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 認識というのは、防衛協会の会長としては、私は、由布市になりまして、
由布市民がやっぱり防衛思想を少しでも高めるように、高揚のために頑張って努力していきたい
と思いますし、駐屯地との良好な関係も今まで以上にまた構築していくように。そしてまた防衛
予算に絡む件につきましても、最大限に利用して、そして湯布院地域の自立発展に寄与できれば
いいというふうに考えております。

○議長（渚野けさ子君） 佐藤正君。

○議員（１４番 佐藤 正君） それでは、市長と副市長にお伺いしますが、これまで何度防
衛施設局にお伺いをいたしました。両名に、両名に。

○議長（渚野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 私のほうから、私の回数についてお答えします。

最初に、私が就任して、すぐ担当職員と九州防衛局のほうにあいさつに伺いました。それ以外
はほとんど市長が行っておりますので、私が行ったのは、これは議員の皆様にお連れしていただ
いたんですが、防衛本省のほうに一度お尋ねしております。

以上でございます。

○議長（渚野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 演習場周辺整備の九重町、そしてまた玖珠町の首長とともに施設局へ要
望に参ると。それから県内にある、施設設備を持つて、その周辺の市町村と一緒に要望活動に
参りました。それから国のほうへも、先ほど申し上げましたように、防衛省のほうへ、これまで
の要望、そしてまた１０４号越えの演習に対する市民の強い要望等も伝えに行っております。国
には１度もしくは年に２度になるときもありますし、九州のほうは２度からもしくは３度になる
ときもあると思います。

○議長（渚野けさ子君） 佐藤正君。

○議員（１４番 佐藤 正君） はい、わかりました。これは市長、４者協の中の３者協で行っ
たということですね。（発言する者あり）４者協ですね、はい。

私、市長も副市長も、これまで大変な防衛施設の交付金とか、障害防止あるいは民生安定なん

かの予算が数十年前は相当な額ついていたんですが、これは、この回数で、市長、副市長、この回数しか行ってないというのは、ちょっと、やはり、営業が足りないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺、いかがですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 事業要望と、それから九州の局のほうでは、これまでの要望とか、そういうことを詳細にお願いをし、そして見通し等も話をしております。そういうことで、それ以上のことはしていませんでしたが、そういう、これからはちょっと考えていく必要があるかなと思っております。

○議長（**渕野けさ子君**） 佐藤正君。

○議員（**14番 佐藤 正君**） それでは、そうした市長の防衛事業の認識の取り組みについて、一括して質問させていただきますけども。

この日出生台演習場は、昭和37年に大蔵省の所管の普通財産から防衛庁所管の行政財産に所管がえとなり、総面積4,987ヘクタールを有する西日本最大の演習場として使用されております。

この演習場は高原地帯にあることから、場内の雨水等が由布市を經由しまして、大分川水系を通して流れることから、演習場周辺住民の生活や事業の活動に重大な因果関係を持っており、各種の障害防止、民生安定等の事業が行われておるわけでございますけども。さっき私が言いましたけども、最近の防衛事業は、迷惑事業として自治体に交付される交付金を活用しているのが精いっぱいではないかなというふうに私は思っております。

交付金以外の民生安定事業の補助事業の計画についてをお伺いしますけども、由布市が事業主体で現在取り組もうとしている防衛補助事業の計画はどうなっているのか、その点を詳しく教えてください。

○議長（**渕野けさ子君**） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長（**古長 雅典君**） 湯布院振興局長です。佐藤正議員の御質問にお答えをいたします。

現在、湯布院、由布市が主体的に事業要望しておりますのは、民生安定事業で若杉地区の複合施設でございます。これは既に長い間事業要望しておりますけども、地元から、温泉施設を併設した建物ということで、ちょっと温泉の掘削の部分で若干難しい状況ございますので、現在事業としては実施をされておられません。多くは障害防止事業が、大分県が事業主体として行っております大分川の改修事業、それから周辺水路工改修事業が現在主な事業であります。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 要望事項としては、私は、九州の防衛局に対しまして、それから国に行きまして、要望したことは、採択基準が若杉の自治、集会所等でも、人口が非常に少ないとか、いろんな条件が非常に厳しい条件。そういう条件であれば、永久にそういうものはできないじゃないかということで、強く、その基準の緩和について、これまで要望しております。

○議長（淵野けさ子君） 佐藤正君。

○議員（１４番 佐藤 正君） 先ほど、何回も申し上げますけども、そうしたことが、由布市になってからの防衛事業のスムーズな運営や有効活用ができてないのは、私は防衛施設局との交流や情報交換がおろそかになってきているというふうに思います。

これは行政内部の組織に問題があるのではないかというふうに思いますけども、先ほど、１人の防衛の担当者しか湯布院に配置をしてない。それも地域振興課内ということですけども。

市長、これまで私ども、もう３年余りほどになりますか、日出生台演習場対策委員会として、市長のほうに要望をしたことがございます。防衛、これまで湯布院町ではかなりの民生安定、それから防衛の交付金等々で、随分と、消防車にしても１００％等々の予算をもらってきておりますけども、かなりの予算が来とったわけですけども、由布市になって半減をしております。先般、もう３年前に、何とか防衛対策室を準備してほしいというようなことは市長に二、三度お願いをしたはずだと思います。市長は、この行政内部の組織改革に、産業廃棄、これは当然な必要なことです。降ってわいたようなことですから、産廃の対策課を設置して、部長級の職員の配置を行った。それから教育委員会の内部でもスポーツ振興課、さらには子育て支援課、職員人事課などの新設、さらには、地産地消協議会に職員の出向を市長されておられます。その辺、市長、いかがですか。（発言する者あり）いや、意見を聞かせてください。

○議長（淵野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今、おっしゃられた産廃の問題だとか、由布高校の存続の問題とか、産廃はやっぱり地域の住民の生命・生活の基盤にかかわることであるし、由布高校につきましては、文化・教育の面では、由布市におきまして、やっぱり市民の一つの拠点、中心となる。主に中心となる所であるというふうに考えますし、農業においてもしかりだと。そういうことで、これまでの取り組みを行ってきたところであります。

○議長（淵野けさ子君） 佐藤正君。

○議員（１４番 佐藤 正君） いや、それは、私は悪いと言ってるんじゃないんです。こういうような課を設置しているわけですから、ましてや地産地消の協議会にまで、職員を２人、２名配置しておる。１名ですか。１名配置しておるわけですから。防衛対策室に我々は３名でもいいから、対策室へ専門に何とかならないかということは、もう３年も４年も前から市長にお願いをしているわけですけども、わずか１人で、それも地域振興課内で、ほかの仕事もあわせてやりな

がら、こういうような対策室しか置いてないということでもあります。

それで、これから、市財政が大変厳しいんですから、こうした防衛事業、これは100分の100。多いんですから。由布市にとって、湯布院町にとって、この防衛事業を予算をたくさん獲得することによって、一般財源等々の予算は庄内、挾間に、その余分に組めるわけですから。私はそれを言っているんですよ。市財政にとっても、有利な防衛交付金や防衛事業あるいは米軍の演習問題が自衛隊との信頼や支え合いなどの観点から、防衛対策室をぜひとも新設をしていただきたいというふうに思います。特に、これらに精通する職員の育成や専任職を踏まえての新設の課をお願いをしたいというふうに思います。

例えば、一昨日、私は、18日の大分合同新聞の朝刊に掲載をされておりました。東北大震災の復興支援の活動に長期にわたって行ってこられました、湯布院に帰ってこられました隊員や家族に対して、市長や市の幹部の情報収集や、公務があったことはよくわかりますけども、土曜日になりますけどね。そのような情報交換の場や情報交流の場がないのではないかと。これを踏まえて、市長、自衛隊や防衛事業の認識ですけども、再度、お聞かせください。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 先般も申し上げましたけれども、気仙沼のほうに自衛隊の方が、これだけ長期にわたって行っていただきました。本当に当地区の人たちが、ほかの支援者と比較したときに、本当に由布市から来た湯布院の自衛隊の皆さん方はおもてなしの心ではないけれども、非常に丁寧に対応してくれてうれしいと。そういう報告もずっと以前に受けておりました。それは司令に申し上げて、隊員の皆さんに激励をしてくださいと、そういうお話をしました。私ども、今度、私の、きのうまで上京しておりましたけども、そういう行った状況もお聞きして、そしてまた、これから由布市が取り組まなければならないことも参考意見としても聞いておきたいと思っておりますので。

○議長（**渕野けさ子君**） 佐藤正君。

○議員（**14番 佐藤 正君**） それでは次に、防衛事業の対象区域外の見直しについてをお伺いをいたします。

これは障害防止事業、これは3条になりますけども、水系によって、障害防止工事の水路改修工事が色分けされてる。今、市長と副市長の手元に配付いたしておりますけども、写真もありますけども。宮川河川に隣接する区域外においては、白滝水路の老朽化が著しくて、漏水等が激しく、思うように揚水ができない状況にあると。これは区域外ですが。区域内にあっては約7,000万ですか。こうした予算がとうにあればされてるわけですが。今の区域内では、平成21年度4,644万7,000円、22年度には3億8,274万円の、いや、ごめんなさい。3,827万4,000円の改修工事が行われております。

こうしたことを踏まえて、障害防止対策として、今ここに図面にあれしておりますが、市長、この1番のところ、1番のところから、こっちの区域内というふうに私は書いておりますが。それと、この宮川の水路の反対側、これは川北沿いになりますけども、これはもう区域外なんですね。全く対象にならないと。これは日出町に事務所がありますけども、ここを通して工事の申請をやっておるわけですけども、こうした隣り合わせの農地の水路改修ですね。何とか営業していただいて、そこら辺の修理、U字溝の整備をしていただけないだろうか。この辺はいかがでしょうか。

○議長（**渚野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） この資料を、写真等を見させていただきまして、これはやっぱり、かなりの水量が流末には来るとということがわかりました。

先ほど言いましたように、採択の基準というのをこれからどのように強く申し入れていくかということでありますけれども、こういう図を示しながら、早速、防衛局のほうに行ってくださいに行きたいと思っています。

○議長（**渚野けさ子君**） 佐藤正君。

○議員（**14番 佐藤 正君**） はい、わかりました。

次に、湯布院川北水源確保についてですけども、湯布院地域の枯渇対策について、これは水道課長にお伺いしますが、水のほうは大丈夫かどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（**渚野けさ子君**） 水道課長。

○水道課長（**秋吉 一郎君**） 水道課長です。佐藤議員の質問にお答えいたします。

水のほうは大丈夫かということですので、昨年の11月からの渇水で、若干ことしの5月まで心配されましたけど、それまでは湯布院地域内の上水道の関係は、ある程度バルブの調整等で、毎年同じような状況なんですけど、バルブの調整等で対応して、今のところは心配することはないと思います。

○議長（**渚野けさ子君**） 佐藤正君。

○議員（**14番 佐藤 正君**） 今のところは大丈夫だということですけども、恐らく伐採をしたおかげで、私は水が不足してくるんじゃないかなというふうに考えておりますけども。

まず、重要な水源の一つである川北水源確保の事業の進捗状況ですね。これは、これまで昨年3月の定例会においても、私、質問をいたしまして、約5,000人の給水人口を有する重要な水源であると。あれから1年を経過したわけでありまして、副市長は、今現地で、何とか県と協議をして、この水路敷が余らないように、あるいは貯水源が要するに被害に遭わないように、何とか県と協議をしてやりましょうというようなことで、もう経過、1年を経過しておるわけですが、その辺はいかがですか。

○議長（渚野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

確かに、そこは本当に重要な湯布院地域にとって水源でありまして、伐採による影響を少しでもとめなきゃいけないと。一つ心配されるのが、伐採された後を再植生して、豊かな森に復元することが1点。もう1点が、伐採に伴って土石流等発生して、現在ある水源が埋まってしまうのではないかとということが2点目でした。現地は見たんですが、それほど土石流の跡とかいうのはなかったんですが、この件に関しましては、ちゃんと県のほうにお願いいたしまして、県と市とそして地元とで協議をしたというふうに聞いております。その中で、砂防ダムを入れた場合に、どうしても根を掘って、現在の、もしかしたら流路になっているかもしれない場所のところにコンクリートが入って、それをせき止めてしまうかもしれないと。それに対する心配があると。当面様子を見ようということで、現在至っております。この件に関しましては、ほかに工法がないのかと、いわゆるコンクリートダムをつくるような方法ではなくて、スリット式のダムをつくる方法はないのかとか。その他の方法はないのかということで、現在、県とも協議しているところでございます。

○議長（渚野けさ子君） 佐藤正君。

○議員（14番 佐藤 正君） 先ほどですね、何か水が濁るから、工事をやらないでくれというような話を今ちらっと聞いたんですが、それはどっから出た話ですか。

○議長（渚野けさ子君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） 水道課長です。佐藤議員の御質問にお答えいたします。

一応、経過の中で、いろいろ、先ほど副市長から言われたように、県のほうに治山事業で整備をお願いしたいということで、22年の5月と6月に、昨年ですけど5月と6月に2回ほど協議に行っています。そのときにいろんな形で協議した中で、工事することによって水が濁るとか、いろんな形の問題が生じるんじゃないかということで、その後、去年の6月末なんですけど、地元の槐木地区の当時水道組合、現在水道組合長なんですけど、当時、自治委員も兼務されてる自治委員さんから、農政課と水道課のほうに、この工事やることによって水が濁るとか、いろんな問題、多くの問題が発生するんじゃないかということで、現状のまましてもらいたいというような要望がありましたので、それ以降、現状の、植林をしたまま、現在に至っている次第でございます。

○議長（渚野けさ子君） 佐藤正君。

○議員（14番 佐藤 正君） それはとんでもない話で、水が濁っても関係ないんですよ。その水系はですね。今さらそんな話を聞くっちゃうのも、私はちょっとおかしいなというふうに思うんですが。砂防工事をするのに、水が濁っても別に構わないんですよ。それと田植え時期とか、

かんがい用水は必要なとき以外に工事をやってもらえば、何も一つも全然困ること何もありません。それを、どっから降ってわいたような話ですけども、私は初耳なんですよ。きょう水道組合の方もお見えですけども、恐らく皆さん初めてだと思うんです。

そうしたことを、これは事実かもしれませんが、そうしたことを理由に、要するに工事がおくれているという、県との協議が遅くなっているということですか。課長どうですか。

○議長（渚野けさ子君） 水道課長。

○水道課長（秋吉 一郎君） 水道課長です。佐藤議員の御質問にお答えします。

一応工事がおくれているということじゃないんですけど、先ほど言ったように、一応、22年の6月の県との協議の中で、県のほうから、水が濁った場合、濁るようなことがあるから、そういうことの同意書とか、それに対しては、あそこの水源、川北水源の隣に東急と地元の槐木地区の水源がありますので、そういう方々の同意とか、いろんな条件を県のほうと協議する中でいろいろ提示されました。そういう条件をなかなかクリアするのは難しいなというようなことの中から、先ほど言ったように、地元のほうから、地元の槐木のほうから、もう今のまましてくださいというような要望があったものですから、その後については、もう工事については、一切、農政課と水道課としては、工事をしてくださいというようなことは考えておりませんでした。

○議長（渚野けさ子君） 佐藤正君。

○議員（14番 佐藤 正君） まあ、何かよくわかりませんが、副市長、お伺いします。

○議長（渚野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 私が具体的に県と協議したというのはもう最初のほうで、その後の状況については、もう一度、また詳しくやっていかなきゃいけませんし、工法については、再検討してくれというのは、私のほうで県のほうに口頭でお伝えしているところであります。

ただ、何もしてないわけではなくて、実は川北水源まで行く道路がこれまで市道認定といえますか、市の土地ではなかったということもありまして、その辺の土地の問題については地元の皆さんにも協力いただいて、少なくとも市の道路として現地まで入れるような登記の変更手続。それからまた下流側に行く水路の部分のところの登記の変更手続と今後工事ができるような段取りについては、十分やってきたつもりでございます。

○議長（渚野けさ子君） 佐藤正君。

○議員（14番 佐藤 正君） 副市長、それはもう十分にわかります。川北水源の管理用道路として、このたび分筆もしていただきまして、三カ所に分かれて舗装もしていただいたと。これはちょっと語弊があるかも知れませんが、水源地の管理用道路ですから、これはどうしてもやはり整備をしてもらわなきゃ困るということで、大変皆さん感謝をしております。ありがとうございました。

そこで、宮川の災害防止の件につきまして、また再度ちょっとお伺いをいたしますが、今まさに雨季の真っただ中であって、この地区の地域住民の方々におかれましては、増水により、水害氾濫等の不安を抱いております。この件につきましても、昨年の3月定例会で水害氾濫等の対策を講じるよう切実なる思いを訴えたところであります。

市長、これは先般、私お話をしましたが、大雨が降ると、高速道路の交番ですね、あの辺の水路の雨が全部ここの宮川に、宮園地区にこれ全部集まって、図面わかると思うんですが、①のところ、ここが宮園地区なんですけども、これ一帯が全部床上浸水までなるんですよ。それで5番のところが、⑤が、これ交番のとこなんですけども、これから、こっちに集めた水が、この1、2、3の水路に入って、宮川水路にはけ口がないというような状況なんですけども、これも障害防止に私は匹敵すると思うんですけども、その辺は障害防衛の対策事業として上げてもらえば、何とかなるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（淵野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 十分検討して、そういうふうにしていただきたいというふうに考えて、申し入れしたいと思います。

○議長（淵野けさ子君） 佐藤正君。

○議員（14番 佐藤 正君） 副市長、いかがですか。

○議長（淵野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 十分現地は調査をしたいと思うんですが、この宮川水系に係る問題というのは大変複雑でして、基本的に大分川の水位が上がると、樋門等がありませんので、宮川の水位が排水で上がってくると。この宮川の排水の影響で、この宮園井路ですか、水路ですか、この流れ込みのところの水路の水位も上がってしまうということで、それに構造物をつけたりすれば、今度は逆に内水がたまるという非常に難しい河川ではあります。ただ、現地をよく調べまして、例えば、この断面が足りないがために水がはけにくいということであれば、100点ではありませんが、水路の断面を広げるということは、湛水時間の減少、それから本川の水位が上がったときに、速やかに水がはけるということもありますので、十分現地を調査したいと思います。

○議長（淵野けさ子君） 佐藤正君。

○議員（14番 佐藤 正君） 昨年も私、3月にこのお願いもしたんですが、全く触れられていないようなことですので、ぜひ、ここは100軒近い民家があるんですが、今度、新しくアパートも新築されて、かなりの人口もあるんですが、災害時には、恐らく、けさもそう思うんですが、ゴムボートで、消防団がゴムボートを持って行って避難をさせているということなんです。だから、災害はいつ起こるかわからないというようなことは、もう今は一般通例になっていますけども。いち早く、この水路については手当をしないと、また犠牲者も出るというようなこと

になりますんで、これは市長、副市長によろしく願いをしておきます。

それと、先ほどの、また逆戻りをして申しわけありませんけども、川北水源のこれは防護柵ですね。これは障害防止あるいは民生安定等で該当はしないんですか。副市長、いかがですか。

○議長（渚野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） お答えいたします。申しわけありません。それは該当するかどうかというのは、私のほうで、今、ちょっと正確にお答えできませんので、また防衛対策室と、そういったことが可能かどうかというのは調査させていただきたいと思います。

○議長（渚野けさ子君） 佐藤正君。

○議員（14番 佐藤 正君） 私は、要するに、防衛施設局に、玖珠、九重は物すごくたくさん上げるんですよ。もう、それこそ、できないものまで、どんどんどんどん上げていく。そして、その中から抜粋して、できるものだけやっていくというようなことで、それこそ湯布院の場合は事業が10分の1です。前町長のことをお話をするとおかしいんですが、もうしょっちゅう1カ月に2回か3回、施設局に行って予算の獲得をしてきたと。これを私は市長がしないとかいうことやないんですけども、やはり、100%の事業費ですから、これはもうもったいないですよ、市長。川北水源の要するに防護柵ですね。水源地を守るために、これは5,000人の給水人口があるわけですから。それとかんがい用水のため池ですけども、これもやはり安全なように対処してもらわないとですね。市長も何年も前からするする言うてからに、一向にする気はしない。見えない。ぜひ、そうした事業が行われるように、県のほうに一所懸命努力をしていただきたいというふうに思います。

最後になりましたけども、こうした民生安定事業、防衛事業に関する問題から、水源地の問題、それから宮川の、宮園地区の災害の起こらないようにというようなことで、ひとつ、市長、副市長あるいは担当部課長に1日も早い対策を講じるようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（渚野けさ子君） 以上で、14番、佐藤正君の一般質問を終わります。

.....

○議長（渚野けさ子君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

午前10時49分休憩

.....

午前11時01分再開

○議長（渚野けさ子君） 再開いたします。

次に、6番、小林華弥子さんの質問を許します。

○議員（6番 小林華弥子君） 6番、小林華弥子です。一般質問をさせていただきます。

今回の3月11日の東日本の大震災を受けて、先日、長谷川議員、廣末議員、鷲野議員が現地に赴き、そのすさまじい被害の様子を見てこられたことを報告してくださいました。やはり、実際に見てこられた方の生のお言葉は胸に迫るものがあつたなというふうに思っています。

今回は、震災後、最初の一般質問ですから、議員として公式の場で発言できるこの場をお借りして、私も一言、思うことを少し述べさせていただきたいと思います。最初に少しお時間をいただければと思います。

今回の大震災は、その規模や被害の範囲はかつてなく大きく、恐らく、さきの大戦で受けた傷に匹敵する傷を負ったといっても過言ではないと思います。そういう意味では、単に東北地方という一地方だけの問題ではなく、今回の大震災と事故は、日本全体にとって、日本国民全員にとっての問題であり、これをどう受けとめ、これから、この国で生きていく私たちは何を学びとらなければならないのかといったことを考えさせられます。

私自身にも、まだはっきりとした答えは得られていないのが正直なところですが、それでも、今回のことをきっかけに改めて思い知らされたことが幾つかあります。

1つは、地震被害もそうですが、もう一つ、とても深刻な問題として原発問題があります。地震は天災ですが、原発事故は人災です。今回福島原発があのようなことになり、周辺地域の人たちが住むところを追われ、先祖代々から受け継いで守ってきた土地を汚され、生活基盤を失い、そしていまだに先行きの見えない不安な日々を強いられています。また直接の被災地だけではなく、日本全国、そして世界中に原発に頼ってきた電気エネルギー事業をどうするのかといった大きな問題が投げかけられています。脱原発路線を早々に打ち出したドイツ、スイス、そしてイタリアに対して、我が国日本政府はいまだにまだ脱原発をとるのかとらないのか、明確には言っていません。一口に脱原発と簡単に言うけれど、現在日本では約23%の電力が原子力発電に頼っており、九州電力や関西電力など、電力会社によっては4割以上原発によって発電を賄っている。あるいは自然エネルギーへの転換といっても、今すぐには簡単にできないといった声も多く聞こえてきます。確かに、そうかもしれません。しかし、私は、脱原発というのは、現実的にできるからやる。できないからやらないといったことではないと思います。あるいは原発が危ないからやめる。安全ならやめないといったことでもないと思っています。そうではなく、基本的な姿勢として、原発が仮に例えいかに安全であったとしても、それでも原子力発電という人知のコントロールを超えたものに頼ってまで、エネルギー需給を必要とする社会でいるべきかどうかといったことではないのかと思います。そうではなく、もっと身の丈にあったといいますか、人知の手中に収まる範囲で、人にも自然にも優しいエネルギー循環型の社会をつくっていくことをこれから本気で目指すのかどうかといったことではないかと思うのです。脱原発路線へかじを切るかどうかというのは、単に技術的なエネルギー生産をどうマネジメントできるかといったことで語

るのではなく、私たちの社会のあり方として、原発に頼らない社会を目指そうという旗印を掲げられるかどうかだと思うのです。

65年前、我が国は、広島、長崎に原子力爆弾の投下を受けました。世界で唯一の被爆国であり、原子力の怖さ、恐ろしさ、そして被害のすさまじさを一番知っている日本が、戦後どうしてこんなにも盲目的に原子力大国に突き進んできてしまったのでしょうか。そこには、経済効率と利便性を追い続け、お金と技術で人の幸せが買えると信じてきた経済至上主義というものの功罪があったのではないのでしょうか。そういったものを追いかけてきて、私たちはどこかで何か大切なものを忘れてきたのではないか。そのことを今回の原発事故が私たちに気づかせてくれたのではないかという思いがします。今、改めて、そのことを反省し、もう一度やり直せるのであれば、私たちが本当に大切にしなければならないものは何か、そこを考え直さなくてはいけないのだと思います。スピードよりも安心で安全であること。拡大・発展よりも、おいしい水と空気があること。そのことがどれだけ大事なことを改めて考え直す時期に来ているのだと思います。

そして、もう一つ反省すべきことがあります。今回の原発事故を受けて、自民党の谷垣総裁が自民党が政権与党時代に原子力政策を進めてきたことに触れ、「我々も責任を負っている。私どもの考え方の中に過去の原子力政策の中に幾つか盲点があったことは否定できない」と反省の弁を述べたという報道がありました。しかし、私は、自民党が原発を推進してきたことを反省するのはうそだと思います。なぜなら、自民党に限らず、私たちは当時から原発は、安全だ、安全だ、夢のエネルギーだと言われてきており、それを盲目的に信じ込んでいたからです。今回の事故が起こって初めて安全ではなかったと知って、反省するといっても、そんなことはできるはずがないと思います。いいことだと思って信じてやっていたということをどうやって反省するのでしょうか。私はそうではなく、本当に反省しなければいけないのは、原発推進を進めようと盲目的に信じ込んでいたときに、原発が危険であることを指摘し、原発に反対してきた声、原発に頼らない社会を目指そうと必死で訴えてきた声に耳を傾けようとしなかったということだと思います。そういう声はえてして小さく、なかなか聞こえにくいものです。でも、そういう小さな声にどれだけ耳を傾けなかったか。もっと言えば、自分の考えに反対する意見や自分に都合の悪い声をどれだけ無視してきていたか。そのことをこそ反省すべきではないのでしょうか。原発が危険だと思わなかった。こんなことは想定外だった。未曾有の事故だから仕方ない。そんな言い訳は通用しません。原発がどれだけ危険で、どれだけ今回の規模の事故が想定され、また過去にもどれだけ似たような失敗が繰り返されてきていたか。そのことはわかっていた事実なのです。そして、それは隠されていたことでもありません。それを訴える小さな声はたくさんありました。

それは、例えば、今週末に湯布院で行われる湯布院文化記録映画祭で上映される土本典昭監督のドキュメンタリー映画「原発切抜帖」という映画を見てください。30年前につくられたこの

映画では、既にスリーマイル島の事故を初め、日本各地で起こっていた原発事故の事実をたくさん記録してきています。その後、チェルノブイリ事故もありました。私たちは決して知らなかったとは言えないのです。それは隠されていた情報でもないのです。問題は、私たちがそれを見ようとしなかったこと。都合の悪いことには目を向けようとしなかった。耳を貸そうとしなかったこと。そのことが一番の問題だったのではないのでしょうか。その反省を含めて、私は、やっぱり、今、日本は、脱原発路線を目指すとは明確に示すべきだと思います。それがこれまで不作為に、いや、あるいは作為的であったかもしれませんが、ともかく、都合の悪いことに目をつむって、勇気を持てず、盲目的に長いものに巻かれてきてしまった私たち自身に対する責任ではないかと思っています。今、脱原発を言わずして、いつ言うというのでしょうか。そして、これは国の政府だけが言うことではありません。私たち国民一人一人が自分たちの言葉として、脱原発を今言うべきではないかと思っています。

また、全国の自治体としても、既に先日、大阪府知事や大阪市長を初め多くの政治家や首長たちが脱原発の態度を明らかにしてきています。ぜひ由布市としても、原発に頼らない社会を目指す、そういう精神を掲げられる自治体であってほしいと思っています。

そういう思いを込めて、一般質問に移らせていただきたいと思います。

今回は4項目質問いたします。

1点目、由布市の環境政策と産廃対策について、お伺いいたします。

産廃対策のための課を今年度から環境課の中に併合しましたが、挟間の産廃問題の後を受けて、今後由布市はどのように産廃対策を講じていくのでしょうか。それから、つくると言っていた環境基本条例はどうなったのか。その後の進捗状況をお伺いします。また、今後の由布市の環境政策の基本姿勢をお伺いしたいと思います。

2点目、住民自治基本条例の活用についてお伺いをします。

今回の震災を受けて、わかったことがもう一つあります。それは自治の重要性です。先日、ほかの議員さんの一般質問の答弁でも、市長も改めて自治の大切さ。やはり、いざというときには、自分たちの地域は自分たちで守れる。そういう地域のつながりが大切だというふうにおっしゃっていました。まさに私もそうだと思います。今回町が丸ごと津波で流され、役場もなくなり、町長も亡くなられてしまった町もありました。そういう状況の中で、体育館などの避難所に地区の人たちが肩を寄せ合って避難し、助け合って暮らしているのを見て、私は、ああ、行政はなくなっても、自治はなくなるんだなと思いました。行政機能が壊れてしまっても、自治は壊れない。人と人とのつながり、結びつきというものが、実は最後のよりどころなんだと改めて強く感じたところです。

先日、あるシンポジウムを出させていただいたときに、総務省の関係の方とお話する機会があ

りました。その方は今回の震災の対応をしている中で、災害後の復興対策や避難対策などを見ると、県や地域によって、随分と温度差があるんだというようなお話をされていました。どの県がどうだということは、ここでは申しませんが、それでも、そのお話の後、きっと、それは日ごろからの地域づくりや行政と地域のコミュニケーションの作り方の違いがあらわれているんだろうというふうなお話でした。また、えてして、小さな自治体や小さなコミュニティのほうがまとまりがよく、動きが早くて、しっかりしているというようなことも言われていました。こういうときにこそ、普段から、どれだけ自治の力を高めていたかということが問われるんだと思います。改めて、由布市としても、自治の大切さ、日ごろからの自治の力を高めておくということがやはり重要だと思います。

そこで、この住民自治基本条例の活用についてですが、この条例を策定してから1年半がたちますが、その後、この条例を具体的にどう活用されているのか。市民に周知するというだけでなく、この条例を根拠として、具体的にどのような政策を図っているのか、お伺いしたいと思います。

3つ目、まちづくり情報センターの設置について。国民宿舎の跡地のところに、まちづくり情報センターを設置するという事業が、実は突然のように出てきました。今年度の当初予算の審議の中でも、総務委員会でも、いきなり、これにかかわる予算が計上されていました。この事業を発足させた経緯と、その事業の中身はどういうものなのか。また、あるいは担当部局の体制はどういうふうにとっているのか、お伺いをいたします。

4つ目、地域担当職員制度の導入について。これは前回の一般質問のときに再質問できなかった部分なんです。地域担当職員制度の導入をしたらどうかと質問しましたら、答弁で、今、導入を検討しているというお答えをいただきました。その後、どのように検討が進んでいるのか。また具体的には、どのような制度や役割機能を考えているのかをお伺いいたします。

再質問、この席でさせていただきます。

○議長（**淵野けさ子**君） 市長。

○市長（**首藤 奉文**君） それでは、小林華弥子議員の御質問にお答えいたします。

脱原発論には、私も賛成であります。

最初に、由布市の産業施設対策についてでございますが、産業廃棄物処理施設の許認可権限は、県知事であります。しかしながら、市といたしましても、事業所の申請等に際し、何らかの影響を与えるものでありたいと考えております。その取り組みとして、本年度、市職員による産業廃棄物処理業者への立入検査が可能となる「市町村職員への委任制度」について、県との協定を行いました。この協定によりまして、県との合同によるものでありますが、市職員も施設への立入検査や事業者への指導が可能となりました。

環境基本条例につきましては、市の環境行政の基本となる理念条例となることから、他の法令等との調整や整合性を図るとともに、幅広く市民の声を聞き、理解を得ながら、他の関連条例等ともども整備に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

次に、住民自治基本条例の活用についてでございますが、この条例はまちづくりの基本的な考え方を定めたものと私は理解しております。条例に定めるとおり、市民の代表者として総合計画を基本としながら、公正かつ誠実に市政運営を行っているところであります。また、総合計画実施計画の見直しや過疎計画、第2次行財政改革実施計画などの策定に際しては、条例に定めるとおり、事前に計画内容を市民に公表し、意見を募集するなど、市民参加のまちづくりに努めているところであります。今後も、この住民自治基本条例の趣旨を尊重し、市民との情報共有をさらに進め、市民と議会、行政が協力し合うまちづくりを進められるよう努力してまいりたいと思います。

次に、まちづくり情報センターについてでございますが、市民との情報共有は、住民自治基本条例にも定められておりますように、地域振興を図っていく上で、大変重要なものであると考えております。

そこで、市内の地域活性化を支援し、総合的な情報の収集と一元化を図ることができる組織を構築するために設置したものであります。

具体的な事業内容は、関係団体と協議した上で決めることとなりますが、各地域や各種団体の情報を収集、整理し、発信する、情報交流拠点になればよいと考えております。

なお、担当課は当面、総合政策課に置くことにしています。

次に、地域担当職員制度についてでございますが、いろいろな会合で、市民の皆さんから、「合併して役場が遠くなったとか」、「昔は役場に行ったら知っている職員がいて、いろんな世話もしてくれた」などの話を聞きます。第1回定例会でも答弁いたしましたように、職員からの提案もあり、組織再編を検討する中で、自治区と行政とのつながりがもっと深くなるような制度を設ける必要があると考えまして、5月の部局長会議で地域担当職員制度の提案を行い、総務課長を中心にプロジェクトチームをつくって検討するように指示しているところであります。

以上であります。

○議長（淵野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ありがとうございます。

それでは、順次再質問したいと思います。

まず、産廃対策なんです。御存じのとおり、産廃対策の経緯はもう言うまでもありませんが、平成21年9月に突然のように挾間の谷地区に産廃施設の建設計画が持ち上がって、議会も改選前でしたけれども、改選後、すぐに議会としても産廃対策特別委員会をつくって、地元、市、議

会一体となって反対運動を繰り広げたら、去年の4月にそういう熱意が影響したのか、業者のほうが自主的に計画を断念して取り下げたと。でも、その後、地元の協議会も存続させ、産廃特別委員会も残し、今後の由布市としての産廃対策どうするのかということを考えてやっていこうということで残していましたが、あれから、もう1年余りたっているわけですね。具体的に、県の立入検査の職員の権限を委譲されたとか。あと、あるいは希少野生動植物の調査をしたというのは広報などでも知っておりますけれども、具体的な産廃施設をつくらせないための対策というのは、何を具体的にしてきたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 環境課長。

○環境課長（**生野 重雄君**） 環境課長です。御質問にお答えいたします。

具体的な取り組みといたしましては、先ほど申されましたように、昨年度は産廃施設建設計画の対応マニュアルの策定、希少野生動物の調査等でございます。あと、環境マップですね。環境マップを策定いたしました。

本年度につきましては、先ほど議員からありましたように、県の併任制度の導入ということで。その併任制度によりまして、直接、県の産廃建設計画に影響を与えるものではないと思っておりますが、県の併任職員として意見を述べる。また産廃そういう施設計画につきまして、今まで以上に、情報の収集については各段にスピードアップができてると思います。

以上でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） ちょっと確認をしたいんですが、県の権限であった立入検査ができる権限というのは、これは産廃施設がもしできたときに、その産廃施設の中に入って、きちんとした処理が行われているかどうかの立入検査の権限だと思うんですね。今、由布市内には、そういう施設ないわけですね。それよりも、つくらせないようにしようという対策が必要なのに、何かこう、権限を委任されましたということは、何かもう今後施設ができることを前提にしてるんじゃないかというような気がするんですが、そこはどういうふうに考えてらっしゃるんでしょうか。

○議長（**瀧野けさ子君**） 環境課長。

○環境課長（**生野 重雄君**） 環境課長です。お答えいたします。

そのように直接的な措置、対抗措置とはなり得ませんが、あくまでも県に許認可の権限がある以上、市といたしましては、補完的なものですね。もちろん条例の制定もそうですし、環境マップもそうですし、この併任制度、そういうのは、あらゆるもので、補完的な対抗していきたいと思つての措置でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） てことは、その権限が委譲されたことは、産廃施設の阻止対策の具体的な対策ではないと。

もう一つ、さっき言われた対応マニュアルを策定したと言われましたけども、具体的な対応マニュアルの中身は、どういうものが来たときに、どういう対応することを想定しているんでしょうか。それは施設の建設があったときに、そういう対応するという内容なんでしょうか。

○議長（淵野けさ子君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） 環境課長です。お答えします。

マニュアルにつきましては、市の組織について、それぞれの課がどういう役割分担を担うと、そのような内容が主でございます。

○議長（淵野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） また、第2の建設計画、第3の建設計画がもし持ち上がりそうになったときに、各課が連携して情報収集したりしようということだというふうに理解をしましたけれども。そういうこともありますけど、実は、ことしの2月15日に、全員協議会でしたかね。産廃対策課がまだあったときに、今までの条例制定に関する取り組み状況及び今後の方向性についてという報告が議会のほうにもありました。私も産廃特別委員会のほうに入って、いろんな報告を聞いております。それによりますと、当初は、第2の建設計画なんかが持ち上がらないようにするために条例をつくって整備しようという考え方が基本的にあったと聞いています。当初5つの条例の名前が挙がっていたと思います。この報告書にもありますけども、1つは、今、市長が言われました環境基本条例ですね。それからもう1つは、希少野生動植物の保護に関する条例、3つ目が水道水源保護条例、4つ目が生活環境保全条例、それから5つ目が土砂等の小規模堆積行為の規制に関する条例、盛土条例というらしいんですけど。こんな幾つかの条例をいっぱいつくって、それで、その産廃施設をつくらせない対策をしたいというふうに言ってスタートしたと聞いております。その、これらの5つの条例をつくるつくるといった経緯がどうなってきたのかということをちょっと確認させていただきたいんですが。

基本的に、環境基本条例については、今、市長が、基本的な理念条例だから市民の意見をいろいろ聞いて、じっくりと、産廃対策だけではなくて、由布市の環境に関する基本的な条例だから、じっくりつくりたいと言われていた。それはわかるんですけど、あとの4つの条例策定の動きはどうなったんでしょうか。

○議長（淵野けさ子君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） 環境課長です。御質問にお答えいたします。

今、言われました希少動物、水道水源、いろいろ条例ございますが、根本は環境基本条例の中の一つのうち、内容というんですか、機能を高めるものだと思っております。よって、環境基本

条例をつくっていく中で、策定委員会の中で、それぞれのそういう枝葉の条例と言ったら失礼ですけど、そういう部分条例につきましての位置づけはしてまいりたいと考えております。

○議長（**淵野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） それはわかるんですよね。だけど、産廃特別委員会の中でも、副市長とも大分議論させていただきましたけれども、基本的な由布市の環境の基本政策、理念をうたう環境基本条例をつくって、それにのっとった枝葉の具体的な実効性を持つ条例をその後つくっていくという方向性はわかるんですけれども、そういう場合じゃないということで始まったんだと思います。まずは、今回たまたま業者が断念したけれども、いつまた同じような計画が持ち上がるかもわからないので、それまでの緊急処置として、具体的な手続がとれる条例を緊急的につくっておいて、その後、基本的な湯布院の理念なんかを整理していけばいいんじゃないかということで、まずはとにかく、緊急措置的に對抗できる具体的手続を持った条例をつくるべきだということで、その野生動物の保護に関する条例とか、水道水源地条例をつくろうという話が出てたんだと思うんですよね。そういう緊急措置はもうとらないということになったんでしょうか。そこら辺、副市長でもわかれば。

○議長（**淵野けさ子君**） 環境課長。

○環境課長（**生野 重雄君**） 環境課長です。御質問にお答えします。

環境課といたしましては、環境基本条例をつくった後に、そういう希少野生動物の条例を制定していくというんじゃなくて、同時並行でやっていく所存でございます。ただし、その位置づけは、まずはその環境基本条例をつくる策定委員会の中でしていただいて、策定については、同時に、よりそちらのほうをスピードアップさせて取り組む考えでございます。

○議長（**淵野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 私が一番言いたいのは、まず緊急的な、具体的な策をつくれと。というのは、何回も言いますように、前回の話は、地元の皆さんがあれだけの熱意と勇気ある行動を起こしていただいて、そのことで、たまたま業者が断念したんですよね。私は行政がそれにあぐらをかいてるんじゃないかと思うんですよね。もし、また同じような話が出てきたときに、由布市はまた、地元の皆さん、また頑張って反対運動してくださいねっていうことしか言えないんですかって話ですよ。それまでの間、行政は何をしてきたのかと。前回のことを受けて、次には絶対こんな話は来させないをするためにも、とりあえずの措置を早く打って、地元の皆さんだけの熱意ではなかなか非力だから、行政としてもこういう条例つくっておきますという、そういう対策をしないといけない。それをもう1年も2年もたって、環境基本条例をつくってから対策をしますなんてこと言ってたら、今後、そういう話が出てきたときにどうするんですかということをお願いしたいんですよね。そこら辺はどう考えているんでしょうか。

○議長（渚野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 私のほうからお答えいたします。

本当に、私どもで途中で方向転換をしたのは事実であります。最初は、平成22年の取り下げ前までは、とにかく緊急的に何でもいいから条例をつくるんだということで。例えば、御嵩町の条例の例等を参考にしながら、ある程度作業は進めてまいりました。その中で、一応取り下げられたということで、やはり、環境基本条例の性質上の問題とか、罰則規定の問題とか、いろんな、ある意味では、緊急避難的というよりも、条例の整合性みたいなやつを少し重視するという形の方方向性によって大変おくれたということで。作業的には、希少野生動植物の保護に対する条例、それから水道水源保護条例、そしてあとは盛土条例については、いろんな形での調査等は進めてまいっております。ただ、途中から、やはり、環境基本条例という、一つの一番大きなやつを一応柱に据えた上で、2つの条例をつくっていくというふうな方向転換したのは事実でございます。ただ、本当にあぐらかいていると言われれば、大変本当に申しわけないんですが、今回の自治委員会でも、やはり情報収集というのが大変重要なことで、まず土地が産廃業者に移転されるといのが非常に怖いことですので、自治委員さんの皆さんには、そういった、よくわからないような土地取引があったときには、早目に役所のほうに連絡してくださいというお願いをしているところでございます。

○議長（渚野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 方向性を転換したと言いますけれども、枝葉条例を先につくると、後で整合性がとれないとか、それから環境基本条例との条例上の性質を突き合せなきゃいけないというんですけど、まだ環境基本条例できてないんですから、先に具体的な手だてのある条例をどんどんつくればいけないじゃないですか。それで環境基本条例ができたときに、その整合がつかない前の条例を改正するなり、あるいは環境基本条例に組み込むなりすればいいんですので、そんなことを悠長に待ってないで、具体的な手だてを打てる条例をね。具体的に希少野生動植物に関する条例の条例文まで担当課ではつくってたんですよ。それを何でやめてしまったのかということ。それから、じゃあ、その環境基本条例はいつまでにつくるつもりなんですか。

○議長（渚野けさ子君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） 環境課長です。お答えします。

先ほど、策定につきましては、策定委員会の中で、策定委員会は公募委員さん、学者の委員さんですね。等々で編成する予定ですが、その中で検討していくんですが、環境課としての、いつまでという思いもありますが、あくまでも策定委員会の中で、そのような方向性も含めて検討していただきたいと思います。思っております。

○議長（渚野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君）　なんか、当面できそうもない雰囲気がよくわかります。

環境基本条例、そんなにぽんぽんぽんぽん簡単につくれるものではないと思いますよ。環境理念とか、それこそ産廃対策だけではないですからね。それこそ、さっき、エネルギー関係をどう、エネルギー需要をどう考えるのか。あるいは、その土地利用だとか、自然保護をどう考えるのか。そんなことを総合的に含めて由布市の環境というものをどう考えるのかという話になりますから、具体的に自主計画、何とかもつくっていかなくちゃいけませんので。そういうものは、もうぽんぽんすぐつくれるような条例ではないし、しっかりと市民の声を聞いてつくる体制は間違っていないと思います。でも、そういうことを時間かけてつくっている間に、産廃対策ができなくなっていくということを私は一番指摘したいわけです。そうやって、そっちをゆっくりつくるんだったら、それまでの間、希少野生動植物の条例だとか、水源保護条例だとかを、まずはすぐにつくって、手続を定めておくということをしたらいいんじゃないかと思うんですね。その予定はありませんか。

○議長（淵野けさ子君）　副市長。

○副市長（清水 嘉彦君）　先ほど環境課長お答えしたんですが、並行してやるということですが、例えば、希少野生動植物に関する条例も一応たたき台は一回つくりました。その中で問題になったのが、そういった保護区域の指定とかいうことの手続とか、いろんな問題で、我々がどの程度、そういった保護、これある意味じゃ、個人の私権を制限するものでありますので、そういったことに対して、やっぱり、きちっと、やっぱり、データ集めをしながら、とにかく規制のあり方も少し含めて、少し防護的になるような規制になったらどうかという意見がいろいろ内部で出まして、それで、今、留保されている状況になっています。こういったことも含めて、そういった点については、早急にやっぱり詰めていって、早い段階で条例制定するという動きをとっていきたいと思っています。

○議長（淵野けさ子君）　小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君）　私、一番問題なのは、私が今早くつくれつくれって言ったら、早急につくる方向にしたいと言っておきながら、その後、問題があったら、いやいやじっくりつくりたいと。特別委員会の中でも二転三転してるんですよ。ああ言われれば、すぐつくりますと言うし、問題があればもっとゆっくりつくりますと言うし、言うたびに変わってるんですよ。それがふらふらふらふらしてるのが一番問題なんですよ。つくるのか、つくらないのか。つくるんだったら、いつまでにつくるのか。つくと決めたら、そのためにはどういうことをしていくのかって、具体的なことを進めないと、つくりますって言ったり、つくれませんって言ったりしていることが問題なんではないかと思うんです。

副市長、どうされるんですか。もう一遍明確なことを言ってください。

○議長（渚野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） お答えいたします。

昨年の3月、とにかくつくるということで作業を進めてきたのは事実であります。ただ、一応環境課だけではなくて、やっぱり庁内全体の意識の統一とか、いろんな形が要ります。その中でも、法規のほうの条例制定上の課題とか、そういったことも、内部で随分議論いたしました。そのときに、3月までにはとても間に合わないんで、ちょっと待ってくれというお願いをしたのは事実でございます。これにつきましては、具体的にどういったスケジュールでやるのかということをもう一度きちっと環境課と精査した上で、環境課だけではありません。例えば、水道水源なりますと、これは水道課と密接に絡んでくる問題もございます。これも含めて、スケジュール等については、今後明らかにしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（渚野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） そういうことを協議しますというのも、もう随分前から言っているんです。私、特別委員会の中でも同じことを繰り返して、つくるのか、つくらないのか、はっきり方向性を定めて、つくるんだったらスケジュール示して、そのために必要な問題点をどういうふうクリアしていったらいいのかを一つずつやっていってくれっていうことを言ったんですけど、何も見えてなくて、結局、今、答弁聞いてみると、やっぱり、つくるんだとか、つくらないんだとかっていう話ですよ。

具体的に聞きましょう。希少野生動植物の保護に関する条例は、地域を指定することに少し問題があった。調査をしなければいけないと言われていました。だけど、今回、その野生動植物の調査が終わってますよね。データもとられてますよね。マップもつくれるということなので、この部分がクリアできれば、希少野生動植物に関する条例は、具体的に上程できるようなものになっていくんじゃないかと思いますが、あと、どういう課題があるんでしょうか。

○議長（渚野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） お答えいたします。

例えば、谷地区については、かなりきちっとした、そういった希少野生動植物の存在等も確認されております。こういったところについては、保護区域とするのか、または緩衝地域にするのか、その辺を若干、届け出にするのか、もう一切の開発を禁止するのかという作業が要ります。当然のことながら、そういった個人の権利制限をすることに対しては、公告告示して、縦覧という手続も要ります。ただ、由布市の市内の中には、例えば、国立公園に普通地域とか、特別地域とか、そういったかぶっているところにつきましては、これは余り考えずに、一応、そういった法令との整合もとりながらできるんですが、それ以外の地域の中で、どんな空白地域があるのかということは、水道水源保護条例との関連の中で、ちゃんと地図に落としていきたいと思いますという

のを、多分3月のときにお話をしたと思っております。その作業が正直言って十分今進んでいるのかというと、まだ十分進んでいないのが事実ですので、このあたりはすごく急いだ上で、その条例のかけ方ということについて、さらに詰めたと思っております。

○議長（**渚野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 指定できる地域から指定してつくったらいいと思うんです。手続きだけでも。それから厳しい手続を定めるのが難しければ、まずは届け出だけからでもいい。罰則規定も後からつくればいいんですから、まずできる手続からやっていくこと。

それから、もう一つ、具体的な歯どめ対策となるのが、水道水源保護条例だというふうに説明を受けました。水道水源保護条例は具体的に何が問題でとまっているんでしょうか。

○議長（**渚野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） お答えいたします。

水道水源保護条例につきましても、当然のことながら、いろんな開発を抑制するということで、縦覧、公告は要と思います。その中で、これについては、水道水源のエリアをどの程度に絡めるのかということ、例えば、専用水路まで含めてやるのかということも含めて、例えば、簡水であれば、簡水の集水域というやつを、流域、その集水流域、山のコンタ等から求めた区域にするのかと、そういったところの詰めがまだ十分できてないということでもあります。

例えば、挾間の上水の水源という恰好になりますと、大分川水系が全部かかってしまうという形になります。これに関しては、過去の判例等の中で、産廃抑止の目的だけでやるということに対しては、結構厳しい判決が出ているというのも事実ですので、その辺も含めて、検討途中であったというのが事実でございます。これに関しては、でも早急に、もうある程度の水源の位置が確認されれば、エリアとしてはかぶせやすいと思っております。

○議長（**渚野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） エリア指定が問題なんではなくて、前の担当者の方の説明では、産廃法との絡みでつくれないんだという説明を特別委員会で受けたんですよ。今、副市長言われたように、過去、判例があって、産廃阻止目的のために水道水源の条例をつくることは許されないという判決が出て、今、全国で産廃阻止するために水道水源条例を独自につくっている市町村がいっぱいあるんですよ。それが各地で問題になっていることは確かです。だけれども、産廃法との絡みが問題で水道水源条例がつかれないというのは、これは違うと思うんですよ。水道水源条例の目的というのは、そもそも水道水源を保護していくための目的で、それを産廃阻止に利用することが、判例上、裁判上、条例の使用の仕方として適切ではないと言われたわけですよ。だから、その水道水源条例そのものが法律に違反した条例であるということではないということを確認したいんです。今、副市長もそう言われてましたので。であれば、やっぱりつくるべ

きだと思っんです。

私は、もう御存じだと、産廃対策を阻止しようと思ったときに、これさえあればとめられるっていう特効薬がないのが現実ですよ。許可権限も知事にありますし。でも、だからこそ、市町村が独自で、国の法律によってつくられると言われた施設、知事が許可すればつくられるという施設を地元の市町村つくられたら、地元にとって困るんだということをどうやって地元の自治体が自分たちで守るかという対策をしなければいけない。そのために、これをつくればいいっていう特効薬がないから、市町村独自の条例を二重にでも三重にでもつくって、産廃阻止条例っていうのはつくれないから、水源保護を守るだとか、希少野生生物を守るだとか、環境基本の理念から、うちの市の環境基本の理念からすればすぐわないだとか、いろんなことを二重、三重に根拠にして、何とかハードルを高くして上げようということしかできないのが現実なんです。やっぱり、そういうことをやっておくしかないわけなんです。それは法律に違反するだとか、国が許可した、知事が許可した施設だから、つくらざるを得ないなんて泣き寝入りをする必要はないということを明確にしなければいけない。これは市が独自で、きちんと、いかに法的に合法的な施設であったとしても、市にとってみれば、市民の安全安心を守る責任上からは認められないんだという立場を明確に打つしかないわけですよ。もし、裁判に打たれて、法律に合ってるんだから、条例が法律違反だと言われても、それでも仕方ないけれども、それでも条例をつくっておくことが、どれだけバリアになるか。業者にとってのバリアになるかという意味で条例が必要だというふうに私は訴えているんですけど、そういう御認識を持っていたらどうか。

副市長、いかがですか。

○議長（**刈野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） 私としては、そういった二重、三重のバリアを張るということが一番有効な方法であるとは認識しております。

○議長（**刈野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） であれば、やっぱり、それをやってほしいです。勇気を出して、条例をつくるつくるって言ったときに、法的整備ができてないだとか、過去の判例がどうだとか、何だとかっていうことを理由にできないことを挙げるのではなくて、やらなきゃいけない、守らなきゃいけない手だては乏しいけれどもできる限りの手だてを立ててやろうということを明確に打ち出すことが重要だと思うんです。上がぐらぐらしてつくとかつくらないとか言わずに、ここはしっかりつくるんだということを言ってほしい。

基本的に、ここ市長に確認をしますけれども、これ以上というか今現在由布市内に産廃施設は要らないと。今後、由布市内に産廃施設要らないという基本的姿勢を確認はしたいんですが、市長そういう考えでいらっしゃいますか。

○議長（淵野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） はい、そのとおりです。

○議長（淵野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（６番 小林華弥子君） ありがとうございます。安心しました。

では、ぜひそのとめる手だてを早くつくっていただきたい。これ、やっぱり地元のあれだけの運動をしてきてくださった皆さんに対しても、何もしていないでいるというのは私大変失礼だと思いますし、今後の由布市のことを考えたときにそういう対策を早急にとっていただきたいと思います。条例制定の手続なんていうのはいろんなやり方があるんですから、環境基本計画をつくらないとほかの条例がつかれないことないので、ぜひ早急にやっていただきたいと思います。

時間がだいぶとられてしまいました。

あと、具体的、ほかの議員さんも幾つか聞いていましたけども、基本的な環境政策と環境に対する方針なんですけれども、冒頭に市長が「脱原発については同じ考え方だ」ということを言っていたきまして、私もとてもうれしく思いました。具体的にほかの議員さんからも提案がありましたけれども、具体的な環境政策あるいは具体的な環境事業か自然エネルギー型の環境事業みたいなことは、考えられているのでしょうか。

○議長（淵野けさ子君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） 先般申しました緑のカーテンコンテスト、そういうのでよろしいんですか。

環境課で考えているのが、先ほどの緑のカーテンコンテスト。もう市庁舎にはそういうのを設置しておりますし、これも、緑のカーテンコンテストについては、7月号の市報にどういう取り組みでどういう募集するとかを載せます。それプラス、家庭におけるエコ工夫の募集とか、そのような感じで市報にこれも載せてそういう施策をするつもりでございます。

○議長（淵野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（６番 小林華弥子君） 一つ、提案といいますかお願いも含めてなんですが、田中真理子議員が少し言及されてましたけど、廃油をつかったディーゼルエンジンへの転換事業というのが割りと手軽にできる事業でやれるんじゃないかというふうに思うので、これをちょっとぜひ提唱したいんですが。廃油をBDF——バイオディーゼルエンジン——に変えて使うというものです。これ、実際にもう由布市内、湯布院のほうでやっているNPO団体があるんです。そこへ聞きますと、まず廃油を回収してきて、それは家庭から出るてんぷら油でいいんです。それから、由布市の場合は、旅館が多いので旅館から大量のてんぷら油が出るわけです。そういうものとかあるいは給食センターなんかで出てくるてんぷら油、ああいうものを回収して、その改修ポストを設置して、そこに集めて、それを油からバイオディーゼルに変えるプラント、機械があるんですけ

れども、その機械にかければ簡単にディーゼルエンジンに変わると。それをすぐにディーゼル車に入れれば車が走れるということなんです。

これ、今湯布院のNPO団体が独自に回収を行っていて、自分たちの敷地のところにドラム缶を置いて、そこに個人的に旅館だとかあるいは家庭の人たちに「てんぷら油持ってきてください」って言って入れてるんです。そこは、今小さなNPOで資金がないので自分でプラントが買えないもんですから、それを鳥栖の人に頼んで鳥栖の業者さんが取りに来て、それを持って行って、ディーゼルエンジンに変えてまた持ってきてくれて、それを売った値段と買った値段で引き取って車走らせてるって。実際に町内のいろんな配達業者さんの車なんかには走らせてる車が既に走ってるんです。

結構、簡単にできる事業で、こういうのをぜひ進めたらいいんじゃないかなと思うんですが、市として、こういうことを進めて、時間がないので全部言ってしまうんですけど、一番いいのは、プラントを独自に市に置いてもらうことなんです。竹田市とか佐伯市がもう独自にやってるんです。そんな高い機械じゃなくて一つ300万円ぐらいの機械だそうですけども、そういうものを例えば公民館のところなんか置いておいて、いつでもいいから持ってきてもらってある程度たまったらディーゼルエンジンに変えていく。それを給食センターの配車の車に入れてもいいですし、あるいは公用車に入れたりなんかすること。あるいは、ボイラーなんかの燃料にもなりますから使えると思うんです。そういうものを買って設置する、あるいはそこまで買えなくても、その鳥栖の業者さんに頼むにしても、そのポストをつくるだけでも随分違うと思うんです。公民館なんかの入り口にドラム缶を置いて、そこにいつでも廃油を入れてくださいね、そういう回収をする。各家庭に呼びかけるだけでも随分違うと思うんです。そういうようなことを市として呼びかけてはいかがかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（浏野けさ子君） 環境課長。

○環境課長（生野 重雄君） 御質問にお答えします。

現在、由布市で行われてる廃油回収並びにBDFの燃料つくる事業、由布市地球温暖化対策地域協議会のほうで一部の有志でやっていただいております。環境といたしましては、廃油が川に流れると、大分川等の環境汚染につながるので廃油回収については検討している段階です。ただし、ある一定のところにぼんと置いておくと、BDFになる油と、それ以外の余りにも汚れ過ぎている油はできないそうです。その辺の、これはいい、これは悪いというすみ分け、何もかも一つのドラム缶に入れてしまったらいい油も使えなくなるので、その辺のすみ分けも必要かなと思っております。

○議長（浏野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） いや、そういう細かいこといいんです。

市として、そういうBDF化、今市としてやってる事業じゃないですよ。言われたのは。市内にそういうことをやっている人たちがいますと。それをそういう会議の中でそういう話を聞いてますってことですよね。だから、それを聞いているだけでなく市としても支援をして、できることであれば回収ポストを市の窓口に設置してあげるとか。今、グループが自分たちの土地の中に置いて、自分たちの個人的に呼びかける分ぐらいしか回収できてないわけです。それを、例えば市のほうも強力して呼びかけてあげるだけでも随分回収量が違ったりするしそういう事業が広がっていくので、市としてそういうものを呼びかけてあげるとかあるいは市が主催してそういうことをしていくようなことを検討してはどうかと言っているんですけども。それを市として主催をする考えはありませんか。

○議長（**渕野けさ子君**） 市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 大変いいことで、プラントの設置についても市として予算化していきたいなと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） ありがとうございます。ぜひ、いい事業だと思いますのでやっていただければと思います。

あと、時間がなくなってきました。

住民自治基本条例の活用について、これ高橋議員も言われてましたけども、具体的な政策をどんどん打ってもらいたいという話です。住民自治基本条例は、確かに理念条例ではあります。基本的に市の自治に関する理念を定めています。だけれども、幾つかそれを具体的な、そういう住民自治の基本理念を推進するために具体的な条例だとか施策を打たなければならないという条文を盛り込んであります。

第3条でしたか、「この条例の基本理念を実現するために市は関係する条例などの整備に努めなければならない」とか「施策を打たなければならない」ってなっています。一番一つ気になっているのは、この間、工藤議員の質問にもありましたけれども、自治会への加入促進です。この自治基本条例を使って自治会への加入促進をぜひ強力に進めていただきたい。

先日の答弁によると、「由布市に入ってくる転入者に案内をしたり、あと年に1回の自治委員さんのときにその話をしてる」と言っておりましたけど、それだけではなかなか加入が進んでないのが事実だと思うんです。もうちょっと具体的に強力に転入者の呼びかけだけでなく、今もう住んでいて入っていない人に入らせる手だてが必要なんではないかなというふうに思っていますが、何かそういうことは考えていませんか。

○議長（**渕野けさ子君**） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（**佐藤 式男君**） お答えします。

入っているか入っていないかというのは行政のほうではつかめないんです。連合会の話の中でもあくまでも自治区として取り組んでほしいということで、年に1回そういうことをやるっていうんじゃないくて、自治区のほうで取り組むんだったらいつでも私のほうはチラシとかそういうものは用意しますよっていう話の中で、自治区としては年間通じて取り組んでいただきたいというのは言ってます。

○議長（**渕野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） それを、ぜひもうちょっと主体的に行政も一緒になって加入促進を図ってもらえないかということなんですが。

例えば、新築アパートができるときに、そのアパートの家賃に自治会費を組み込んだ家賃徴収をしろというふうに湯布院では指導してるんです。湯布院で新築アパートができるときにまちづくり審議会にかかります。そうすると、まちづくり審議会委員の附帯意見として、家賃に自治会費を入れて自動的にそのアパートに入った人は自治会に入るというようなことをしてくれないかと。それはお願いなんですけれども、そういう意見をつけて出すことによって、だいたいアパートの住民の加入率が湯布院では上がっているんです。新築アパートについては。そんなようなことも、例えば、挟間でそういうアパート建設についての、大家さんにそういうことをお願いするか。あるいは、加入月間を設けて、市の例えばいろんな行政の納税通知だとかそういうものの中に自治会からの自治会加入のお願いの文章を1枚入れるだけでも、自治会員さんが歩いてるだけではなかなか入らないんで、市としてもそういうものを加入促進をしていますよということをお知らせするだけでも随分印象が違うんじゃないかなと思うので、そこら辺の協力をぜひ行政としてとれないかなと思うんですが。

○議長（**渕野けさ子君**） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（**佐藤 式男君**） 今、ちょっと聞いたところによりますと、挟間のほうでもそれは事前協議の段階でやっておるということを聞いてます。

○議長（**渕野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） その行政文書なんかを送るときに一緒に回ってほしい。それから、もう自治基本条例があつて応分の負担をするというようなこともうたわれてますので、それを根拠に行政側からはもっと強い働きかけを、入ってない市民の人たちに働きかけをしてもらいたいと思います。

ちょっと時間がなくなつたので、具体的なことは、また今後委員会の中でも言っていきたいと思います。

あと、ちょっと飛ばして、まちづくり情報センターなんです。

これは、市民との情報共有のための情報センターを設置するということですが、この情報セン

ターってというのは具体的に市民向けなんですか。それとも対外的な、例えば観光客だとか観光情報なんかを一元化して環境客に向けた情報センターのイメージなのか、市民に向けての市内の情報センターのイメージなのか、どちらなのでしょう。

○議長（淵野けさ子君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） 総合政策課長です。お答えします。

今の市民向けと観光客の皆さん、両方、両面とらえて、いろんな情報が発信できればというふうに考えてます。

○議長（淵野けさ子君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） イメージが全然わなくて、市民の人たち同士の市内のいろんな団体の人たちがいろんな情報を共有するとか、行政情報をそこに行けばすぐ得られるような情報センターつくるっていうのであれば、それはそれでわかるんですけど。それだったら、どうして湯布院にだけそういうものをつくるのかなというのがすごくわからないのと。観光客向けに、例えば観光客が湯布院の旅館やお店の情報だけじゃなくて由布市のまちづくりに関するいろんな情報を観光客に提供していきたいということで湯布院につくったんだったらわかるんですけど。そこら辺の事業目的がわからないのと、それからそういう事業を立ち上げるときに今回いきなり人件費が組まれてますけれども、どうして人を雇うことを先にして、そういう事業を立ち上げるためにはいろんな関係機関の協議なんかを先にすべきだと思うんですけど、そういうことを全然しなかった。そこら辺の経緯は、どういう理由なのでしょう。

○議長（淵野けさ子君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） お答えします。

うちのイメージとしては、今行政でもいろんな情報というのは、市のホームページだとか広報とかでいろんなものを出してますけれども、それはあくまで行政情報で制約があるっていったら、すべての情報が載せられるかっていったらなかなかそこまで今行政は、ちょっと公平性とかいろんな観点から問題があると。そういったことの垣根をちょっとなくして、観光協会だとか商工会、農協、いろんな情報を集めて、そういったものが割りとスムーズに市民の皆さんにも届けられるし、観光客の皆さんもあそこに行けば由布市内の情報が得られるというような拠点、情報が集めて発信できる拠点になればということを大体イメージをしてつくろうとしているわけです。

ですから、市だけでやるんじゃないくていろんな団体、農協だとか商工会、観光協会、いろんな団体の方々に集まっていただいて、そういった人たち、そういう団体の中にもそういう情報特派員じゃないんですけども、そういう人たちがおっていただいて、そういう人たちの情報集めて発信するよということで、まず人件費からということになったんですけども。それは、そういう組織を立ち上げていただくために市としてもその作業をする人をまず、ということで人件費を計上

したという経緯でございます。

○議長（**浏野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（**6番 小林華弥子君**） 人件費の計上についていろいろあんまり言いたくないんですけど、よく事業の目的と対象が見えないんです。私、もうちょっと明確化すべきだと思うんです。湯布院の場所を使って、例えば対外的から、外から来る人に対して、旅館の情報は宿泊案内所あるいは温泉の情報は何か駅の案内所、それから行政の情報は観光課とそれぞれ行かなきゃわかんないようなんじゃないくて、いわゆる町のコンシェルジュ機能といいますか、そこに行けば、今この町で何があってどんなことをすればいいのかっていうようなことが全部わかる。そういうことの情報は必要だと思うんです。そういうことを目的にするんだったら湯布院でやりますと。だけど、それを市民に向けても、市民の情報のニーズと観光客の情報のニーズ違うわけですから、そこら辺きちんと分けて、どういう情報センターをつくりたいのかっていうコンセプトを明確にすべきだと思うんです。

由布市内の市民の人たちに向けていろんな情報を一元的に集めるというのであれば、私は今の庁舎体制の問題にもかかわってきますから、何かあそこで安易にこうやればいいって問題ではないと思うんです。それよりは、各振興局にきちんとそういうコンシェルジュ機能があって、前の議員も言われてましたが、役場の振興局に行けばいろんなものが、常に、市民にとって必要な情報は集まっている。観光客にとって必要な情報は、土日もあいているそういう別のところに委託して集めるっていうような整理をして事業をすべきではないかなと思いますので、そこら辺ぜひ検討していただきたいなと思っています。

それから、あと最後、地域担当職員制度、今プロジェクトチームつくってるというふうに言っていました。具体的に、各地区とかどのぐらいの規模とかどのぐらいの単位で考えているのか。あと、具体的なその職員の任務というのは、どんなものを考えているのか教えてください。

○議長（**浏野けさ子君**） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（**佐藤 式男君**） 実は、今調査をやってます。というのは、ほかの自治体でこういったところがたくさんありますんで、その調査をやってるんですけども。

具体的にどういう任務かって言われると非常に難しい問題があります。っていうのは、ほかのところでは地域コミュニティからいろんなことをやってるところもあるんですけども。一つは、高齢者が、昔私なんか役所に入ったころは、お年寄りの何かを聞いたらもうその窓口がすべて自分たちでできたっていうことが、もうそれで今やってないということで。その辺のところから入っていきたいっていう気持ちもあります。そういったところを調査しながらプロジェクトを立ち上げてやっていきたいというふうに考えています。

○議長（**浏野けさ子君**） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ぜひ、そういうのがあるといいなと思ってたので、そういうことを考えていращやるということで。

役場職員が自分の仕事の部署と別に、自分の、例えばそこの出身の職員さんがいればその地域担当職員に任命して、常にその地域のことよくわかってる職員の人たちが、今言われたように、お年寄りの人が今こういうところでこういうことを困ってるんだよってことを専門の担当部署に伝える役とか、あるいは地元の地区でなかなか要望が上げられないっていうようなことをその職員が持ってきて行政に伝える。担当職員がその問題を解決するのではなくて、担当職員がそれを伝える役。私は、もっと職員が地域の中に入って地域の御用聞きのようなイメージでやってもらいたいなというふうに思ってます。いろんな事例もありますし、ぜひ検討していい制度をつくっていただければなというふうに思っています。

相変わらず早口になりましたけども、自治基本条例あるいは環境対策、いろんなこと申し上げましたけど、今後の具体的な政策に結びつけていただきたいことを申し上げて私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（淵野けさ子君） 以上で、6番、小林華弥子さんの一般質問を終わります。

.....

○議長（淵野けさ子君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどいたします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（淵野けさ子君） 再開いたします。

次に、12番、西郡均君の質問を許します。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） それでは、日本共産党の西郡均です。ただいまから一般質問を始めます。

東日本大震災、原発と続いて、どうしていいかわからないような状況が続いてますけども、今議会で市長が脱原発を賛意宣言したことは、非常に、私やっぱり皆さんに訴えるところがあると思います。

実は、土曜日に「チェルノブイリのその後」という映画を見ました。放射線の被害というのが、わずかな量でもあるいは大量でも動植物に及ぼす影響というのを、今あの中に入れるのが放射線の科学者だけだそうなんですけども。その様子が映し出されて、とりわけ、こんなことがと思うようなことが次々出てるんで、日本はその点ものすごくまだ安全神話の続きをやってるんです。

私、放射能含むそういう雨が降るということで、韓国が学校を休校にしたときに日本が「何で

また」ちゅうって、私自身も含めてちょっとつかつたんですけども。放射能の研究というのは今途上で、その及ぼす影響というのは特に放射線そのものが分子を破壊して染色体ですか、あれさえも壊してしまうということで、どんな被害があるかまだ、何ちゅうか、医者でいったらまだ臨床実験中みたいなそういう状況なんです。にもかかわらず、日本はシーベルトの単位がどうだこうだいていろいろ言ってるけども、実際その及ぼす影響というのはこれからもっと具体的になるでしょうけども、もっと私たちも科学的にそれを詰めてよく知る必要があるというふうに思います。学校教育の中のほとんどが取り上げられてないそうです。

そういう中で、いまだ安全神話に侵されて原発の再開を公言するとんでもない総理大臣がいたり首長がいたりする中で、由布市はやっぱ警戒心を持って環境基本条例の策定の過程でも、放射能に対する一般の市民が必要とする知識については十分は資料提供ができるようなそういうふうにあってほしいというふうに思いました。

それでは、幾つか気になることがありますんで、その部分から触れていきたいと思います。

行政報告の報告書の中には、随分市長が行ったこと書いてます。私は、上の原の人工芝のサッカー場竣工式について触れられとたんで、それで気になることを挙げましたけども。

最も気になったのは、全国市長会の総会がこの6月8日にあったということで、昨年と同じ日なんです。あろうことか議会の最中に議長までもが全国議長会の総会とかいうのでとんずらすると。一体、市長会や議長会っていうのは何を考えてるもんだと。全国で定例会、今、通常議会は行われるようには法改正になりましたけども、ほとんどの議会は6月議会が行われてるんで、そういう最中にこういう議会日程を狂わすような全国行事をやるっていうことに、当事者としてどういうふうに考えているのか。私はやるべきでないというふうに考えます。日程をずらす等をして、そこら辺の考えが及ばないのか。そこ辺は、市長にお考えをお聞きしたいと思います。

市長の考えというのは非常に重要で、先ほどの脱原発の話もそうなんですけども、大分県に広瀬県知事とかいうのがおって、今度の統一地方選で再選されたみたいなんですけども。あろうことか朝日新聞の記者に、「伊方原発は距離が離れてるから」って言って、記者からひんしゅくを買われてあんな記事書かれました。その次は、上関の原発建設に対して、「あれは民間がやることだから」と、あの人が通産省のお役人ならわかるんです。しかし、通産省でも今はちょっと締めてもらわんと困るんじゃないけども。ああいうことを平気で口走るちゅう首長ちゅうのはいただけなんです。やっぱり、朝日新聞がああいうふうを書く以上に県民に与える影響ちゅうのは、もう深刻です。何だと。だって、姫島から目と鼻の先でしょう、上関は。首長。

そういう点では、気になることいろいろいますけども、先ほどの上の原の人工芝についてなんですけども、利用状況については同僚の太田議員からの答弁で十分わかりましたから、それについては答えないでください。

冒頭、一般質問で答えないでいいですよちゅうたことに対しても、答弁書が出てるからかしらんけど次々答えてる人がいるんです。あれ、いっぱい、本当何か出来レースみたいな一般質問ちゅうのはよくわかるんで、市民が見とって。あら、あれは答えなくていいってさっき議員が言ってたなちゅうのを次々答えてるんです。それは答えないでください。

答えてほしいのは、上の原の人工芝、旧人工芝の下に排水層、いわゆる軽石の層がずっとあったんです。それを、あろうことか何十台も、何百台っていったか、捨ててしまったんです。金をかけてつくった排水、地層ちゅうんですか何ですか、そういうものを同じ教育委員会の仕事で、そして思い切って業者に金を出して破棄してしまうなんちゅう、私常識じゃあ考えられんですけど。何で、ストックヤードもあんなとこにたくさんあるのに、そういうことで何か有効活用できなかったんか、不思議でたまらないんです。そのことについては、きちっとどうしてか答えてください。お願いします。

実は、私、この一般質問の後に議案質疑があるんですけども、土地開発公社は、前の三重野議長の時には自由に発言できてたんですけど、今度の議長になったら除籍されるは、「そげな自分の関連する公社の質疑は許さないわよ」と言われてたんで、ここでやります。一般質問で。

実は、5月12日ちゅう日はいろいろあって公社の理事会にちょっと行けなかったんですけども、こういうことを審議しましたということで資料もいただきました。もらった資料の中に不可解なやつがあったんで、理事長にぜひ、副市長なんですけども答えてほしいということで、幾つか指摘をいたします。

実は、この間、由布市になってから報酬をたくさんいただいているんです。議員選出の理事、民間選出の幹事、その2人が3万円です。年に2回しか会議がないのに。それで、報酬をやっぱり適切なのに変えようと。それでも1日5,000円にいたしました。もらい過ぎという声も若干あるかと思いますが、それで2日で1万円です。3日あってもせいぜい1万5,000円ということで。それは改正をするというふうにしたんですけども、文書を見たら改正施行日が2011年4月1日となっています。ところが、その前が何にもないんです。要するに、旧湯布院土地開発公社を設立した1979年9月の設立から今日まで改正が何もないと。こういうことありませんよね。第一、由布市に変わってるんですから。ちなみに、湯布院町時代、議長、副議長が出てましたけども報酬はありませんでした。この改正履歴がないのはどうしてかというのが一番疑問なんで、そのことについて多分調査をしてと思います。教えてほしいと。

さらに、ほかの諸規定もこの調子なら全くそういう改正履歴がないんじゃないかというような気がしました。ちなみに、定款の表紙には県知事認可の認可日と沿革というのが、大概の法令集には、法律にしる政令にしる皆ありますよね。だから、そういうのがないんだけど、きちっと整備する気あるのかどうか。

それと、皆さん資料あると思いますけども、土地開発公社の残高証明等、金融機関から送られてます。あろうことか聞いたことある名前ですけども、理事長は森光秀行というのが中にあります。受け取るほうも受け取るほうなんですけど、それを今日まで放置している理事も悪いです。

（発言する者あり）そういうことについて、どういうふうに理事長として思っているのか。どういうふうに対処したのか。

それと、その資料の決算書類の34ページに、土地開発公社経理要綱54条及び第55条の定めた云々という文言があります。この土地開発公社経理基準要綱というのは、残念ながら湯布院の開発公社ができて半年後にできたんです。だから、定款やいろんな規定に挿入するいとまがなかったんです。だから、これは私何年も前からそういう「土地開発公社経理基準要綱なるものを適用する」という文言が必要ではないかということを提起してきました。しかし、今日までそのままになってるんですけども、私に言わせたら、定款の21条の財務諸表のところに第2項でも設けて、「決算に関する書類のうち損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書並びにこれらの附属明細書の用語、様式及び作成方法は、公有地の拡大に関する法律及び公有地の拡大に関する法律施行規則に定めるもののほか土地開発公社経理基準要綱、1979年12月19日自治規定第136号の定めるものによるものとする」という一文があれば、これはすっきりするわけですから、そういうふうにする気はないかどうかも含めてお聞きします。

それと、最後は、監査委員意見書、うちの監査委員の意見書も立派な意見書を書いてくれて、時々いろいろお願いもするんですけども。これも、私、理事会に前もって監査意見書、こういうのおかしいんじゃないかっていう指摘を幾つかしました。そのことについて監査委員にお伝えされたのか、副市長にお答えをいただきたいと思います。

次に、今回の議会で私はメインになってると思います。町の政策の中で、県が行う「大分安心住まい改修支援事業」というのが予算の中に含まれてます。実は、日田は森林組合があって、佐伯のほうもそうなんですけども、森林組合と商業者なんかが、商工会議所どっちかわかりませんが、そういう商売人のほうが積極的にこれを行って、やはり住宅産業というのは波及効果もものすごく何倍にもなるらしいんです。だから、これを取り組むということで、それぞれの地では何千万円という予算を投入して評価を得てみたいんです。これに、県が早速目をつけて、ことしから、この4月1日から取り組むようになりました。

実は、昨年暮れ、国交省の社会資本整備総合交付金のうち地域住宅支援分野事業として自治体独自の住宅リフォームにはこれを利用するというような方針が出ました。それで、これまで取り組んでいた東北地方のみならず、全国の都道府県でも積極的に住宅リフォームを大いに推進しようというふうになったみたいです。

以前ならこういう民間の住宅に対して補助をやるということはほとんどやられてなかったんで

すけども、今総務大臣になったあの人のところに、地震が起きたときに、住宅でもそういう手当てを国や地方がやるべきだっていうことで、あの県で初めて取り組んだのがきっかけになって、全国的にこの住宅改修についても各自治体に取り組むようになりました。

今回、高齢者バリアフリーと耐震補強、子育て支援の面から助成するようになりました。県下の自治体でこれを把握したそうです。市町村に。ところが、ものすごく要望件数が少ないんです。反応が鈍いというか。高齢者バリアフリーに関しては320件に対して52件、わずか。子育て支援の130件に対して39件ということで。その中で、由布市はすべての利用をしたいというふうに回答をして、県下でも6市しかこの6月議会に提案しない中で、由布市が率先してこれに取り組もうとしています。その面は高く評価します。しかし、これを実際に推進する場合にどのように推進しようとしているのか。日田や佐伯はものすごく参考になると思うんですけども、業者のほうからこういうふうにしてこういうふうにしてくれということで要望を出させるというやり方をとってるみたいなんですけど。由布市の場合はどう言うふう考えてるのか、それをお尋ねしたいと。

それと、極めて高齢者と子育て支援に対して限定してます。もちろん、それぞれの地では独自に自治体で行っていますからそれに対する上乗せを県がするというふうに、日田や佐伯ではなるんだというふうに思いますけども、私はこれ独自の、由布市でもやるべきだというふうに考えてます。森林組合も抱えてますから。だから、そう言う点でいえば由布市がどういうのでこれに取り組もうとしたのか、そこら辺が知りたいんですけども、それで市独自のそういう事業展開まで考えておられるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

さらに、3つ目は、先ほども言いましたように国はそういうふう言うけども、資料見ますと、最後の欄に「この補助金の中には国の交付金が入っていません」というのが入ってるんです。だから、そういう点でいえば、どの辺まで国の補助金等を見越して考えているのかどうか。今のところ全くそういうことを考えてないのかどうかわかりませんが、そこ辺も国との絡みで考えてるとこあったらお聞かせいただきたいというふうに思います。

最後に、監査委員に対してお尋ねいたします。

非常に、今議会から監査報告は後の場できちっとできるようになりました。楽しみにしております。ただ、残念なことに、ことしも監査計画書いただいたんですけども、私がずっと要求している行政監査に対する具体的な予定ないんです。監査委員も答弁の中では行政監査は必要だというふうに言ってるんです。そりゃそうです。1項が財務に関する監査で2項が行政事務に関する監査ですから。この1項、2項をきちっとやりなさいよというのが監査委員の職務ですから。その新しく取り入れられた行政監査についてまともに取り組もうとしてないというのが、皆さんが既に、ことしの3月になるかな去年の12月になるんかな、定期監査と行政監査に対する監査報

告書をごらんになったと思います。以前配られたやつですけど、ここにあります。

行政監査、あまたある行政事務の中で取り上げたのは、由布市市立小中学校の運営状況及び機材・備品の管理状況というのであります。あまたある行政事務のうちこれだけを取り上げるちゅうのが、私には解せない。だから、いろいろな行政監査は全部やれとは言いません。年間予定を決めて、必要な監査をしてほしいと。ところが、監査委員は答弁の中で、「例月のときにも定期監査のときにも行政監査をやっている」みたいな言い方をするんです。しかし、例月出納は例月出納なんです。現金のあり高についてチェックするのが例月。定期監査は、財務に関する監査あるいは水道企業でいえば経営についてきちっと監査するということ。2項の行政監査というのは、監査委員自身も認めたようにテーマを決めて、やはりきちっとした取り組みをしなきゃならんということで、とりわけ今全国の監査委員求められている監査であります。

そういう点でいえば、この中に定期監査の報告書見ますけども、定期監査が定期監査になってない。「199条第4項の規定に基づき定期監査を行ったので同条9項の規定によりその結果を報告します」となってるんですけども、4項の規定は第1項の規定、財務に関する監査を行うというのが第1項の規定のことなんです。にもかかわらず、「監査は、担当する業務の執行状況及び職員の勤務状況等」ということで、財務のことじゃないですよ。これこそまさに事務監査なんです。だから、やってることとしていることがもうちくはぐっていかアンバランスっていかきちっとしてないんで、ことしこそはまともな行政監査を具体的にテーマも決めてやる気持ちがあるのかどうか、お尋ねいたします。

前の定例会で、おおいた市民オンブズマンとして活躍している谷千鶴さんや武内良高氏等が、由布市に対してもいろんな監査請求をしています。そういう人にはきちっと誠実に対応しないと、ああいう総会の席で「監査委員からこういう報告をされました」と、「こういう報告書あります」ということで、ほんとみつともない、もう県下にまたまき散らすことになるんです。よほど慎重に監査委員は誠実な対応をするあるいはきちっとした答弁書を出すということしなきゃいかんというふうに思います。

実は、今度監査請求で出した答弁書が手元にあるんですけども、何でこういうこと書くんかちゅうのを、私びつくりしたんですけど。「請求人代表谷千鶴様」ということで、監査委員2人の名前があります。請求の趣旨の中で、「30分2,000円の弁護士相談料で計算すると年10万円程度になるのになぜ50万円か」というのがあります。その答弁書の中で、ここで私引っかけたんです。30分2,000円なんていうのはどっから出てきたんだろうかと思って。請求の用紙を見ました。それには「30分5,000円」と書いてるんです。きちんと。なぜ、そんなのを書き間違えたにしても後でチェックしてきちんと直して出すというのが当然だというように私は思います。それと、どういうわけか知らんけど、上から10行目と下から10行

目が印字がよく写ってないんです。どこのプリンターのせいかわからんけども。監査委員の判こもこういうふうにあるわけだから、もとだというふうに思います。

いずれにしても、由布市の監査委員のそういうお仕事というのは、大分県下でも注目されているというふうに御認識をください。そういう点でいえば大変でしょうけども、こちらの言うことが少しわかっていただけたら、行政監査についてどういうふうにするのか、あるいはこういうミスの回答ちゅうか、誠実じゃない、何かどういうふうに表現したらいいんかわからんのですが、監査委員としてのチェック、そういうのに対してどういうふうに思っているのか、お答えいただきたいと思います。

なお、再質問については、あの質問席で行います。

○議長（**刈野けさ子君**） 市長の質問の前に、議長から一言申し上げたいことがあります。

今回の全国議長会は、ことは地方統一選があったためにいつもは5月なんですけども1カ月ずれ込みました。これも議運でお諮りしてこういう形になったわけですが、「とんずら」という言葉はよくないと思います。決して私はとんずらしたわけではなく真面目に行ってまいりました。大分県の県下の議長さん、大分県の議会でも（発言する者あり）いや、いや全市が参加しておりました。参加した議長さんに対しても失礼だと思いましたので、一言申し添えます。

市長。

○市長（**首藤 奉文君**） それでは、12番、西郡均議員の御質問にお答えをいたします。

まず、全国市長会総会の時期についてであります。議員の御指摘はごもっともであろうと思いますし、私もそのように思っております。

市長会の国への要望等は、毎年4月に開催される各都道府県の市長会で議決をされまして、その後九州市長会など9つある支部総会を経て最終的に全国市長会で決議されます。全国市長会事務局によりますと、この要望を次年度予算に反映させるためには7月下旬の国の概算要求決定までに財務省等へ提出せねばならないことから、6月初旬の開催となっているということでもあります。

また、過去に全国市長会事務局で5月の総会開催を各支部に諮ったところ、支部並びに各県の市長会を早めなければならず、いずれも日程的に困難との回答であったとの報告があります。総会の日程につきましては、毎年11月の役員会で決定されますが、このような事情によりまして例年同時期の開催に至っているようであります。いずれにいたしましても、全国的な取り組みの中で決めたことですので御理解をいただきたいと思います。

次に、住宅リフォームの県補助金についてであります。本事業につきましては、これまでもございました木造住宅耐震化促進事業の適用範囲を高齢者や子育て支援に広げた県の補助事業であります。県のホームページにも既に掲載されておりますが、市といたしましてもホームページ

の活用や市報への掲載を通じて、またチラシの回覧等で周知を図ってまいりたいと考えております。

本年度は初年度でもありますので、県の配分枠である高齢者安心住まい改修支援事業では、簡易耐震改修型で2件、バリアフリー型改修型で10件、子育て安心住まい改修支援事業では5件の枠内で実施をいたしたいと考えております。

私からは、以上であります。

○議長（**浏野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） それでは、西郡議員の御質問にお答えいたします。

土地開発公社役職員の報酬給与並びに旅費に関する規定の一部改正の施行日につきましては、まさに議員御指摘のように改正施行の履歴が漏れておりました。申しわけございませんでした。精査の上、訂正したいと考えております。

なお、定款並びに他の諸規定については、合併後改正のあったものについては改正履歴を附則として記載しております。いずれにしても定款の県知事認可の沿革の記載も含めて十分精査の上、適正に処置したいと考えております。

以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） 教育長。

○教育長（**清永 直孝君**） 西郡議員の御質問に、芝の造成に関してのみお答えをいたします。

旧芝生のグラウンドについては、排水層の施工はなされておらず、当初造成後に土を入れてその上に芝を張った状況でありました。今回の人工芝グラウンド整備工事は、表土を18センチほど取り除いて排水溝を設け、その上に排水性のよいアスファルトを施工して人工芝を張る工事の内容でありましたので、従来の芝生及び下地は使えなく、除去して新たな本工事を施工したところです。

以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） 代表監査委員。

○代表監査委員（**佐藤 健治君**） 代表監査委員です。12番、西郡議員の質問にお答えいたします。

行政監査のことですが、平成3年の地方自治法の改正に伴い追加をされたものでございます。従来の財務監査に加えて事務処理方法等の監査を実施できる権限が監査委員に与えられたものでございます。これは、市民の行政事務に関する関心が深くなったことによるもの。そのためには、行政監査を実施するに当たっては、事務効率の向上を促すものであることは当然でございますが、世相を反映したものでなければならないと考えております。

定期監査を実施する中で必要があるものについては、適宜テーマを設定していきながら実施を

してきたところでございます。今年度、23年度においては、年間監査計画の中で10月ごろに行政監査を計画をいたしております。現時点では、実施するよう調整を進めているところでございます。

それと、先ほど文書のチェックのことがございましたが、ほとんどの文書につきましてはファックスをいただいて、それにより私のほうから修正なりお答えをしておるところでございます。

○議長（渚野けさ子君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） じゃあ、いまだに「30分2,000円」というのは、まだ知らないということではないですか。

○議長（渚野けさ子君） 代表監査委員。

○議員（12番 西郡 均君） いや、もう事実だけでいいよ。知らなきゃ知らんで。

○議長（渚野けさ子君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 大変申しわけございません。請求は5,000円でございます。それに対して、3,000円としているのは誤りです。（「2,000円です」と呼ぶ者あり）

○議長（渚野けさ子君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） こういうのは、もう既にひとり歩きずっとするんです。だから、そういう意味では適切にやっぱりきちっとした文書また出して、これは間違っていましたということしないと。この間答だってもうインターネットで流れてるわけですから、そういう点でいえば非常に何ていうかこの由布市の監査委員のそういうあいまいさっていうんですかそこら辺が露呈するわけなんで、早急に手を打ってもらいたいんですが、お願いできますか。

○議長（渚野けさ子君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） そのような手続をとるようにいたします。

○議長（渚野けさ子君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 多分、軽石は、私、排水層だというふうに誤解しとったんだというふうに思います。あんな何回も出て行って、見たらあのいい状態なんです。石の状態が。私の勘違いで申しわけありませんでした。

残るは、住宅リフォームだけです。住宅リフォームで、県の補助事業だからというのが、私にはちょっと。それでいいのかと。積極的にやっていると、市独自でいろんな改修補助を出してるわけです。それで、むしろ県がこの補助事業を出したんで、上乘せできるということで取り組んでいるんです。由布市がそこまでやる必要はないというふうに考えてるのかどうか、そこら辺をお尋ねしたいんですが。

○議長（渚野けさ子君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 決して、そんなことは考えておりません。

○議長（渚野けさ子君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） この事業取り入れるときに、そういう関係課あるいは総合政策も含めて、こういう自治体で各自治体がどういうふうな取り組みをしてるか。大分県には数が少ないもんですからあれなんですけども。そういうのを調査して、それでこれを有効に取り入れるちゅうような方法は別に考えは至らなかったですか。今からでも、そういうしようという気はないですか。

○議長（渚野けさ子君） 答弁は市長ですか。

○議員（１２番 西郡 均君） いや、担当があれば。

○議長（渚野けさ子君） 産業建設部長。

○産業建設部長（佐藤 忠由君） 御質問にお答えをいたしますが、この木造住宅耐震化促進事業につきましては、平成２０年度から始まった事業と聞いておりますし、大地震のときに木造住宅の倒壊等による被害を軽減するために、耐震診断または耐震改修工事を行った住宅の所有者に対しまして補助をするという交付金でございます。

由布市におきましては、毎年、耐震診断で５戸分、また改修で３戸分を計上しておるところでございますが。実績等を申しますと、平成２０年から２２年度の３年間で、申請状況は耐震診断で２件、耐震改修で２件というような実績でございまして、県下、ただ、ほぼ同じような状況であると今は聞いておりますし、由布市も市報等またはホームページ等で事業内容等の掲載をしてＰＲ等を図っておるといような状況でございまして、特に住宅リフォームにつきましては、民間需要の拡大などで経済効果があるものと思われておりますし、今ある投資に対して１０倍から１５倍ぐらいあるんじゃないかと言われております。そのようなことで、徐々にではありますけれども全国的に事業展開が図られておるといような状況でないかと考えておりますし、市独自ということになりますと、関係課としてまた部局等へのまた先進地ですか、少しありますので、そういうところを研究また調査をしながら検討してまいりたいと考えておりますが。

以上でございます。

○議長（渚野けさ子君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 今、経済効果までそこは触れたんで、総合政策課長に伺います。

そこまで言うんだったら、全国的にもそういうふうに取り組んでいると言うんなら、なぜ由布市で取り組むように市長に助言はできないんですか。

○議長（渚野けさ子君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） お答えします。

関係課との協議が、今産業建設部長が答えたように細かく協議がまだ整ってなかったということでございます。

○議長（渚野けさ子君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 経済活性化に非常に興味のある副市長のほうから答えてほしいんですけど、こういうのにどういうふうに対応するかっていうことをお答えいただきたいんですか。

○議長（渚野けさ子君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 西郡議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、本当に経済効果と言いましたが、確かに住宅関連でいきますと、一つの住宅をつくるといろんな関連する、非常に産業が多いということで、以前から住宅政策っていうのはある意味では経済指標の中に住宅着工件数というのが一致指数とか先行指数とかに上がってくるぐらいに非常に重要な位置づけをしてるということは認識しております。

これまでも、実は住宅に関しては、国のほうの施策ですが平成８年に住宅減税というのを実施したときに、住宅着工件数が大変ふえたという事態もあります。ただ、その後にリバウンドが来て若干その後が減ったということもございますが、確かに有効な手段だと思っております。ただ、先ほど言ったように制度は用意しておいてもなかなかそれがうまく活用されてないという実態については、重く受けとめたいと思います。非常に、今高齢者住宅それから最近の子育ての住宅それから耐震といった住宅に関するいろんな補助施策をひとまとめにして、どういった事業、補助制度があるのかということもちゃんと整理した上で、あと市として単独にやった場合、例えば市内業者限定でそういったことをやった場合どうかとか、逆に住宅のそういったリフォームに関する利子補給の制度とか、そういった格好がどうなのかとかいうことに関して十分研究させていただきたいと思います。非常に有効な手段だと思っております。

○議長（渚野けさ子君） 西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 私もそういうふうに思います。そして、先進地っていうか日田にしる佐伯にしるそれを業者のほうが積極的にやってるんです。こういうふうにしてほしい、ああいうふうにしてほしいということで。だから、行政で市報に流して町の姿勢でやったらそりゃ１件か２件でしょう。しかし、それを積極的にやってもらって波及効果が高いですから業者の方、ぜひこれを活用してくださいというふうにやって、そして相乗効果を出すようなやり方を、ぜひ協議の中で取り入れてほしいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（渚野けさ子君） 以上で、１２番、西郡均君の一般質問を終わります。

これで、今回の一般質問はすべて終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は１３時５５分といたします。

午後１時３９分休憩

.....

午後 1 時52分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開いたします。

これより各議案の質疑を行います。

発言につきましては、議案ごとに通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申し合わせ事項を順守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については、所属委員会をお願いします。

_____ . _____ . _____

日程第 2. 報告第 4 号

日程第 3. 報告第 5 号

○議長（**渕野けさ子君**） まず、日程第 2、報告第 4 号平成 22 年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について及び日程第 3、報告第 5 号平成 23 年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出についてについては、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

_____ . _____ . _____

日程第 4. 報告第 6 号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第 4、報告第 6 号平成 22 年度由布市一般会計継続費繰越計算書についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。12 番、西郡均君。

○議員（**12 番 西郡 均君**） 継続費の通次繰越の 7,700 万円の工事について概要説明していただきたいんですが。

○議長（**渕野けさ子君**） 教育総務課長。

○教育総務課長（**森山 泰邦君**） 西郡議員にお答えいたします。

継続費繰越計算書に記載の 7,696 万 2,715 円は、由布院小学校改築事業費の建築本体工事の入札残に伴う繰越金でございます。

○議員（**12 番 西郡 均君**） わかりました。

○議長（**渕野けさ子君**） いいですか。

○議員（**12 番 西郡 均君**） はい。

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

_____ . _____ . _____

日程第 5. 報告第 7 号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第 5、報告第 7 号平成 22 年度由布市一般会計繰越明許費繰

越計算書についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 繰越明許費で上げた件数のうち、今回繰越明許費繰越計算書上げなかった4件について御説明をお願いしたいんですが。

○議長（渕野けさ子君） 財政課長。

○財政課長（秋吉 孝治君） 財政課長でございます。お答えいたします。

今回、繰り越しにつきましては30件の議決をいただいたうち4件ほど繰り越しを行っておりません。いずれも少額でございますけども、まず1つ目が消防庁舎の改修事業でございます。222万8,000円でございます。学校図書館活用推進事業152万円、庄内公民館改修事業173万2,000円、B&G海洋センター改修事業300万円、以上の4件でございます。

○議長（渕野けさ子君） いいですか。

○議員（12番 西郡 均君） いいです。

○議長（渕野けさ子君） 次に、9番、佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） 9番、佐藤です。お疲れでございます。同じく報告第7号平成22年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書の中の1ページです。総務費、総務管理費、地上デジタル放送設備補助事業につきまして、4点ほどお尋ねをいたします。

1点目として、地上デジタル放送は国の事業と聞いておりますが一般財源が多く投入されているわけはなぜか。

2点目として、難視聴地域の受信は可能になっているのか。これは、電波の通りにくいところでございます。

3点目として、7月24日にアナログからデジタル放送へと変わってまいりますが、市内全世帯に国を通じて調査をして受信できるようになっているのか。そういう調査が行われているのか、お尋ねをします。

それから、最後に、こういうことあってはなりませんが、準備が間に合わなくてテレビを見れないというような世帯に対する対策をしておかないと非常に心配されますので、あってはいけませんが、そういうことも含めてお聞きをしたいと思います。

○議長（渕野けさ子君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） お答えいたします。

まず、1点目のなぜ一般財源かという御質問ですけれども、この事業はデジタル放送に伴うものですが、難視聴地域解消事業ですので、今までのアナログ放送でも行政の一事業として行っていたものです。そういうものですので、一般財源が入ってるということでございます。

次に、難視聴地域について、どのように現在なってるかということですが、今までアナロ

グ放送の時点で難視聴地域となっていたところが12地区、それと今回新たに難視聴となるのが30地区、合計42地区ございますけども、これらについてはすべて対策がとられるようになっております。

次に、全世帯に対する調査ですけども、これについては全世帯を対象とした調査は行っておりませんけども、市としましては、昨年地域情報化計画というものを作成しましたけども、それを作成するに当たりまして市民アンケートを実施しております。これは、2,500世帯を対象に実施したもので、その中の一項目として「デジタル放送の移行について今どうなっているのか」という設問がございます。そういった調査、昨年の9月ですけども行っております。それによると、市内2,500世帯ですけども、69.3%が「既にもうデジタルを視聴してる」という回答で、「今後予定してる」というところが23.9%、あとが無回答ということになっております。それと、NHK等全国のデジサポと言われる組織があるんですけども、そこが昨年の9月と12月に、これも抽出調査ですけども行っております。これは、市町村単位ではなくて県単位になっておりまして、大分県が昨年の9月で92%、昨年の12月では97.1%がもう既にデジタルに切りかえてるという普及率の調査が出ております。

それと、最後の間に合わない世帯への対策についてということですけども、6月27日から8月26日まで、これはデジサポというデジタル放送に対応した組織ですけども、そこが挟間庁舎、庄内庁舎、湯布院庁舎、それとはさま未来館で、それぞれ専属の相談窓口を常設で設けるということになっております。ただ、人間が常駐して相談を受けるのは、庄内庁舎とはさま未来館で、あとのところは専用電話を庁舎に、ホットラインを置いてすぐそこが電話をかければ、すぐいろんな対応ができるという対応をとるようにいたしております。

以上でございます。

○議長（**渕野けさ子君**） 9番、佐藤郁夫君。

○議員（**9番 佐藤 郁夫君**） この件に関しまして、私は2006年、約5年半前、すべて自説を置いて国がこれは強制的に何とか団体の要請からやられているわけでありまして、「画像が美しくなる」とか言いながら国民に負担をするというならば、やっぱりきちっとした国の財政でやるべきだろうとそういうふうに思ってますんで、一般財源につきましては、これは使うなどとは言ってません。使い方はあるだろうとそういうふうに思ってます。

1点だけちょっとお聞きします。今デジサポでそういう各世帯を調査するときに、私ちょっと聞いたんですが、高齢者とかよそから来た方でそういう同居世帯がおらない人なんかは、テレビはアナログかデジタルかは確認しなければわからんわけです。そういうときにそういう調査ができない世帯があると聞いてるんですが、現実にはそういう調査ができない世帯はこの由布市内であるんでしょうか。

○議長（浏野けさ子君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） お答えします。

現在、テレビを視聴されてアナログ放送を見てる場合は、画面に必ずアナログ放送というのが出ますのでわからない世帯はないというふうに思っております。

○議長（浏野けさ子君） 9 番、佐藤郁夫君。

○議員（9 番 佐藤 郁夫君） 3 回目ですか、すべて言いますが、現実にはそういう問題がございます。私が調査したところの、恐らく今由布市内の世帯が 1 万 5,000、これは施設とかそういう人たちを、官舎とかおる人で 1 戸 1 戸であります、同居世帯も多い世帯で、いろいろおるわけではあります、実際 1 万 3,000 ぐらいの世帯の中で、やっぱり数百世帯は恐らく、これは全国的なことでしょうが、そういう見られないところが恐らく出るそうです。そういうことになれば、やっぱり地震とか災害とか何かあったときに、台風でも、それが、テロップが一番先に出るのは、今度の 3. 11 のときでもすぐテレビで流したんです。そういうことで、特に高齢者世帯等はそういう対策ができないと。何で見られんのだろうか。そういうことが恐らく出ます。

それで、ある自治体では担当係をつくって数千万円も出して、そういうことがないように全世帯の調査もしてるところもございますし、やっぱりそういうことを、これは国の方針ですから、地方が、私やっぱり地方の時代と言いながら最終的には確かめるのはやはり地方の窓口しか近隣の方は電話しないわけです。そのデジサポがありますよとかテロップで出てますよと言うけど、現実にはそういう方がおられます。私も聞いてます。

したがって、こういうことを末端の市町村としてきちっとやっぱり対応しなきゃいけないと思いますし、7 月 24 日以降は必ず、それも悪いことに 7 月 24 日は日曜です。恐らく窓口には相当電話がかかると思いますし、こういう対策もきちっとしてほしいと思いますし、一般財源につきましては、命にかかわる問題とか道路とかほんとに緊急自動車が通れない部分も多いもので、そういうこと、ほかの事業見ても、緊急性を要する一般財源の使い方というのはしてください。

これは、この事業については、難視聴も解消するのも結構ですが、他の事業ではやっぱり交付金が出るからぽつと取り組むんじゃなくて、やっぱり地元とか地域にきちっとした打ち合わせをして準備して事業をすべきだろうと思いますし。

1 点だけ、先ほど言いましたように、今後、窓口対策を 25 日以降どうするんか。それだけ、どういう対策をとられるんかお聞かせください。

○議長（浏野けさ子君） 総合政策課長。

○総合政策課長（相馬 尊重君） お答えします。

先ほど言いましたけども、議員の御指摘の方々はアナログ放送というのはわかってるけども、

どうしたらいいかわからないという高齢者の世帯があるというのは私たちも認識をいたしております。

それと、24日の対策ですけれども、うちの職員にもそういう電話の応対をする部署にはそういう旨の通知を出すとともに、先ほど言いましたように6月27日から庄内庁舎等にはちょっと常駐します。土日につきましては、はさま未来館に常駐して対応するような対策をとってますし、挾間庁舎と湯布院庁舎はホットラインの電話を設置するという対策をとるようにはいたしております。

日程第6．報告第8号

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、日程第6、報告第8号平成22年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 東日本大震災のおかげで必要な資材が調達できなかったということなんですが、もっと詳しいことを具体的にどういうことなのかというのを教えていただきたいし、同時に3番目の地元の同意か何かわかりませんが、調整の不測の事態というのが理解ができないんですけれども。それについても、私たちがわかるように教えていただきたいと思います。

最後に、事故繰越しの決定日が5月27日付でなってるのは、出納閉鎖までにしなさいというふうになっているんですけれども。決定日っていうのは別に変えてないんやね。いつごろこれを出納閉鎖までにしなさいってなってるのをいつ付でやったのか、教えていただきたいと思います。

○議長（**刈野けさ子君**） 総合政策課長。

○総合政策課長（**相馬 尊重君**） 総合政策課長です。まず、私のほうからは一番上の地域情報通信基盤整備事業の分をお答えします。

これによる影響というのは、光ファイバーが入荷できなかったということで工事の配線ができなかったということでございます。

○議長（**刈野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

生活保護システムの関連につきましては、その震災により機器の製造もとである工場が被災し、年度内に納入が不可能となったためでございます。内容につきましては、生活保護版レセプト点検システムで、その機器一式でございます。

以上でございます。

○議長（**刈野けさ子君**） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 質問にお答えします。

調整に不測の時間を要したことでありますが、事業実施に伴う地域の合意や支援体制の確立に時間を要したため、市が実施する本体管路工事の着手がおくれた。また、電力事業者、通信事業者とも民地への立ち入り調査に入れずに工事費用の算定が遅延した。このために、事業着手が困難となり本体事業とともに年度内の完成ができずに繰り越しとなった。

以上でございます。

○議長（渕野けさ子君） 財政課長。

○財政課長（秋吉 孝治君） 事故繰越の日付でございますけども、3月31日付で行っております。

以上でございます。

○議長（渕野けさ子君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 福祉対策課長の言うのが、システムの機器ちゅうのがようわからんのですけども。

○議長（渕野けさ子君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（衛藤 哲雄君） お答えをいたします。

システム機器の内容ですが、オンライン請求用端末それからサーバーそれからソフトウェアそれから操作端末それからプリンター等になってございます。

以上です。

○議長（渕野けさ子君） 西郡均君。最後です。

○議員（12番 西郡 均君） ああそうやね。

○議長（渕野けさ子君） 3回目。

○議員（12番 西郡 均君） はい。東北ちゅうのは、大変なところで、いろいろつくってるんですね。

事故繰越の根拠、法令をきちっと書いてやるべきだというふうに私は思うんですけども。地方自治法の何十何項により事故繰越をやったというふうにならないと、これだけやったら、この報告をするという施行令の150条の第3項ですか、だけになるんじゃないですか。

○議長（渕野けさ子君） 財政課長。

○財政課長（秋吉 孝治君） お答えいたします。

繰越明許費につきましては、法で予算で定めなさいということで議決案件になりますけども、事故繰越につきましては、自治法上予算で定めることは要せませんで、首長の権限で行うということになりますので、今回のような様式になっております。

以上でございます。

○議長（渚野けさ子君） 次に、11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 同じく8款2項道路橋梁費に関してですけれども、今説明受けましたが、工事材料ということでなくて地元との合意がとれないということと工事に伴う支援体制がとれなかった。そして、また現地の立ち入り調査などに入るのがおくれたということですが、なぜそうなったのかちゅうことがお聞きしたいんですけど。

○議長（渚野けさ子君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） お答えいたします。

この事業に関しましては、地元から事業をやってもらいたいという要望書が提出されております。私のほうといたしましては、要望書が出た段階でもう地元の合意が形成されているという考えで事業に着手をしたわけでございます。ところが、いざ具体的に入ってみますとなかなか内部のほうでいろんな意見もございまして、その調整に随分戸惑ったということでございます。

以上です。

○議長（渚野けさ子君） 11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 何か相当苦しいいいわけしてますが、そんなら最初からやろうと思えば用意していかなきゃいけないことであるし、取りこぼしというか手間をかけずに入ってしまったところの反省は必要だと思いますけども、どういうふうに今現在考えておられるんですか。

○議長（渚野けさ子君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 私のほうも着手する段階で確認を十分にすればよかったんですが、なかなか事業決定をして予算がついた。で、すぐ着手ということでなかなか準備期間が不足したってことで、その点は反省をしております。

以上です。

○議員（11番 溝口 泰章君） いいです。

○議長（渚野けさ子君） これで質疑を終わります。

日程第7. 報告第9号

○議長（渚野けさ子君） 次に、日程第7、報告第9号例月出納検査の結果に関する報告についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 例月出納検査は直近の議会に報告するとなっております。なぜ、5月分の例月出納検査分を今回提出しなかったのか、お尋ねいたします。

それと、報告書見ますと2月、3月で「報告」と「提出」に書き方が変わってます。これは、どういうことを指してるのかわからないので教えていただきたいと。

それと、文言の中で「出納関係諸表等」と「検査資料」それに「諸帳票」という使い方をしてます。それぞれがどういうものなのか、教えていただきたいと思います。

最後に、企業管理者が従来おかしいんじゃないかというふうに私言い続けてきましたけれども、「いや、会計経理上はこれでいいんだ」ということを、前任の監査委員でありますけれども主張してこられました。今回、急にその出納員に変えるというのが「えっ」と思ったんですけど。それは、そうすべきかなと。出納員というのは、管理者の一部の権限しか委譲されてないし、1人にしかできないというふうになってるんです。ここでいえば水道課長なんですけども。広い意味でこの管理者の職務を行う市長そのものを、やっぱり企業管理者とすべきだというふうに従来から教えられてきました。この変遷はどういうことなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（刈野けさ子君） 監査事務局長。

○監査・選管事務局長（二宮 正男君） 監査事務局長です。質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、5月の例月出納検査の結果のことでございますが、5月の例月出納検査は5月27日に実施をしております。そして、監査委員の合議の上で翌月に監査の報告を決定しております。そういうことで、今回の議会にはそれが間に合わなかったということで、この件については次回の定例会の中で報告案件として報告をさせていただきます。

続きまして、報告それから提出でございますが、地方自治法では「例月出納検査についてはその結果を地方公共団体の長及び議長のほうに報告しなければならない」というそういうことになっております。そういうことで、3月までについては長それから議長のほうに公文書で監査の結果を報告をさせていただいておりました。それで、「報告」ということ。それから、4月以降については、その結果については今回報告させていただきましたように報告案件という形で議会のほうに提出をさせていただくというふうになった関係で「報告」と「提出」とする、そういうふうに変えさせた次第でございます。

それから、第3点目でございますが、「関係諸帳簿」それから「検査資料」、「諸帳簿」の件でございますが、まず関係諸帳簿につきましては、会計課のほうから月末の歳計現金、歳計外現金それから基金等の月末締めのを会計課の独自で資料をつくっていただきます。それが関係諸帳簿。それから検査資料にいたしましては、それに伴います支出命令それから各銀行の残高証明、そういうもので検査をしております。それから諸帳簿につきましては、財務会計システム上で打ち出した財務会計資料、そういうもので照合しております。

それから企業出納員の件でございますが、一応水道事業に関する設置については、設置の条例では水道事業に管理者を置かないというふうにしております。そういうことで、それに伴いまして各規定とか規則等が整備をされておりました。それで、水道課のほうで3月31日付で、その規定それから規則を改正を3月31日でしたということによりまして、私のほう、監査の

ほうといたしましては企業出納員というふうに名前を変えさしていただきました。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 出納関係諸表等の中には監査委員がお願いした調書というのはいってないんですか。

それと、3月31日付で関係の規則等を改正したというんですけども、それは議会ではどの辺まで皆さんが見てるんですか。水道文教あたりですか。それとも常任委員会あたりなんですか。

○議長（**渕野けさ子君**） 監査事務局長。

○監査・選管事務局長（**二宮 正男君**） まず、関係の資料でございますが、監査委員のほうから指定をしておりますのが、先ほど言いましたように各会計課が独自に資料をつくったようなものを、監査委員のほうにそういう資料を提供しております。そのものでございます。

それから、規則、規定については、水道課のほうにその規則改正をしたということで私どもに報告をいただいておりますから、それに基づいて変えたということでございます。あとは、水道課のほうで聞いてください。

○議長（**渕野けさ子君**） 産業建設部長。

○産業建設部長（**佐藤 忠由君**） 産業建設部長です。質疑にお答えいたしますが、3月31日に「管理者を置かない」ということで聞いております。その後の手続、その後の告示等につきましては承知しておりません。4月1日ということでございますけども、それにつきましては、できましたら法規のほうにちょっと振って悪いんですが、告示等をやっておりますので、その点よろしくお願ひしたいと考えておりますが。

○議長（**渕野けさ子君**） 総務課長。

○総務部参事兼総務課長（**佐藤 式男君**） 私のほうは、3月31日の改正の合議を受けてるだけで、それがどこまで見せてるかっていうのは聞いておりません。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 産業建設部長。

○産業建設部長（**佐藤 忠由君**） その件につきまして、これから今後調べて12番議員にお知らせをいたしたいと思ひます。

○議員（**12番 西郡 均君**） わかりました。

○議長（**渕野けさ子君**） いいですか——これで質疑を終わります。

日程第8. 諮問第2号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第8、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ

とについてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第 9. 承認第 4 号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第 9、承認第 4 号専決処分の承認を求めることについて「平成 23 年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。12 番、西郡均君。

○議員（**12 番 西郡 均君**） 先ほどの事故繰越の場合は議会の議決じゃないんで根拠法令が要らないということだったんですけども、この場合は予算で議会の議決案件なんで根拠法令が要るんです。にもかかわらず、繰り上げ充用の根拠法令がどこにも出てないんです。だから、これはミスったんじゃないかというふうに思うんですけども。

いま一つは、5 月 27 日専決ってなってますけども、事態がわかってるのは 4 月末で把握できてたことだというふうに思うんですけども、どうして 5 月 27 日なのか教えていただきたい。

それと、予算書そのものについてなんですけども、款項ともに前年度というのが入ってます。繰り上げ充用っていうのは前年度以外にどういうのがあるんかわからんのですけども、法規の施行規則を見ますと繰り上げ充用金しか書いてないんです。前年度という必要があるのかどうかちゅうのをお尋ねしたいんですが。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 健康増進課長。

○健康増進課長（**衛藤 義夫君**） 健康増進課長。12 番、西郡議員の御質問にお答えいたします。

まず、最初の部分が 5 月 27 日にしたかという部分でございますが、地方自治法施行令第 166 条の 2 では、会計年度独立の原則の例外規定を謳っております。会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができるとなっております。

また、地方自治法第 235 条の 5 では、普通地方公共団体の出納は翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖することになっておりまして、5 月 27 日に専決処分をいたしたところでございます。

根拠法令につきましては、財政とまた協議しながら記載の部分を考えさせていただきたいと思っております。

それと、前年度の記載につきましては、財政等も使っておるんですけど、地方自治事務の予算の見方、作り方っていう書式がございます。その中には「前年例」と文言が入ってしまして、この文を参考にして作成をさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 問題なのは、その使用料の大幅な減についてなんですけど、どうということなのか。昨年だけ特別事情か何かあってそういうことになったのか、それともそういう傾向にあって、今後もそういうことが考えられるのか。もちろんこれは常任委員会でかなり議論されていると思いますけれど、把握されていることでいいですから教えていただきたい。

○議長（**渕野けさ子君**） 健康増進課長。

○健康増進課長（**衛藤 義夫君**） 健康増進課長です。また、使用料が大幅に減収になった理由でございますが、また、観光客、一般の利用客が非常に減ったということでございます。

それともう一つ見方があります。22年度の歳入予算を1,200万円というふうな計上しております。前年、19年度からの歳入の状況を見ますと、大体1,000万円程度で推移してきております。それが22年度について1,217万円5,000円というような予算計上しております。22年度の予算の誤謬というような状況と一般利用客との減少ということです。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） これで質疑を終わります。

日程第10. 議案第54号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第10、議案第54号由布市税条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第11. 議案第55号

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、日程第11、議案第55号平成23年度由布市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許しますが、歳入全般については質疑の通告がありませんので、歳出の款別に、その通告順に行います。

まず、3款民生費について、まず、12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 3款1項3目の障害者福祉費の第3期障害者福祉計画というのは、どこに委託するんでしょうか。大体どういうものなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（**衛藤 哲雄君**） 福祉対策課長です。お答えをいたします。

委託先につきましては、各種の計画策定を手がけている業者を考えております。

以上です。

○議長（**瀧野けさ子君**） いいですか。次に、13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） 3款2項2目の子育て支援費について、事業の概要と、それと工事場所、それと中身について詳しくということと、10款4項の小1プロブレム対策についてお尋ねいたします。（発言する者あり）ああ、済みません。

○議長（**瀧野けさ子君**） 3款民生費だけ。

○議員（**13番 太田 正美君**） 3款だけ、はい。

○議長（**瀧野けさ子君**） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（**津田 淑子君**） 子育て支援課長です。13番、太田議員にお答えいたします。

まず、工事内容につきましては、西庄内児童クラブのトイレ並びに調理スペース等の必置施設並びに安全確保のための外回りの工事でございます。

事業の概要としましては、放課後、これは放課後児童健全育成事業の中で、放課後に保護者の方が仕事等でいない家庭の、おおむね小学校低学年の児童中心に、適切な遊び及び生活の場を提供することで、児童の健全育成を図るという目的で、放課後児童クラブというところで実施いたします。ちなみに、23年度の市内の児童クラブ数は11クラブ。今回、この工事をいたします西庄内児童クラブは10名というところでございます。

それから、場所につきましては、ふるさとふれあい交流施設（みことピア）の中のほのぼの地域交流館内ということで、以前ありました高齢者館の健康増進室66平米の中で行います。

以上でございます。

○議長（**瀧野けさ子君**） 13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） わかりました。ちょっと設置場所が高齢者能力活用センター跡地というふうに聞いたんですね。そうすると、以前までは健康増進課が管理をしようとした場所ですか、それとも庄内振興局が管轄をしてたところなのか。それを新たに、今度子育て支援課が今度それを管理するのか。要するに、管理者がだれになるのかということと、この事業についてもだれがリスク管理等を、結局どなたが行うのか。行政が行うのか、それとも民間のそういう保護者の者が、何かあったときにやるのかっていうのがちょっと見えないんで、お聞きします。

それと、この場所は、全体として社協もあるし、温泉棟もあるし、交流室もあると。そしてなおかつ駐車場が、時によると、前の、道路の前の葬儀社の駐車場になるんですよね。入り合いになっているんです。で、結局、子どもたちはそういう、大きな葬儀があった場合には、結構駐車場がこちら満杯になったりして、そういう交通事故等の危険とか、そういうことまで含めて考えているのか。そのときに、これ自体も一部は指定管理者になっているし、一部は結局市営っていうか、直属の市の管理みたいになってますよね。全体的に、この地域はどこの振興局が管理するか、それとも子育て支援課がその中でどのようにかかわっていくのか、協議されてるのかな

と思ひまして、お尋ねいたします。

○議長（**渚野けさ子君**） 庄内振興局長。

○庄内振興局長（**服平 志朗君**） 庄内振興局長です。お答えします。全部が回答になるどうか分かりませんが、私どもの範囲の分と、それからダブる分をお話したいと思います。

建物については、主にうちのほうで管理しております。

今まで高齢者の健康器具の関係は、保健事業や福祉事業の中に入れておりましたが、大変稼働率が悪くというか使う方がほとんどいなかったものですから、たまたま子育て支援課のほうから放課後授業の中で使いたいということで、うちのほうと協議しまして、有効利用していただくためにはいいことかなということで、部屋を提供するということになりました。

それと、駐車場が結構あるんですが、いろんな意味でイベント的なのも使いますし、葬儀社がたまたま貸してくださいということもあるんですが、そういうときにも葬儀社のほうにも十分注意するようにということで申し入れもしております。

以上です。

○議長（**渚野けさ子君**） 13番、太田正美君。

○議員（**13番 太田 正美君**） じゃあ、直接は振興局のほうで管理してるは、今回工事をしたときにこの施設はどこが管理を、やはり振興局が管理するんですか、この部分だけは。

○議長（**渚野けさ子君**） 庄内振興局長。

○庄内振興局長（**服平 志朗君**） 今後は、トイレとかそれから流し台とかいう工事については子育て支援課ということで、維持についても一応子育て支援課のほうになるということということで、建物の中……。

○議員（**13番 太田 正美君**） 維持費も。

○庄内振興局長（**服平 志朗君**） はい。

○議員（**13番 太田 正美君**） 電気代とか。

○庄内振興局長（**服平 志朗君**） ええ。全部はちょっと難しいんですけど、一部ということになるかなと思いますけど。（発言する者あり）

○議長（**渚野けさ子君**） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（**津田 淑子君**） お答えいたします。

この事業につきましては、市とそれからクラブの保護者会とのほうで委託契約を結んでおります。児童クラブとして損害保険と賠償責任保険に加入いたしております。それにつきましては、委託料を出しますので、委託費を出しますので、その中でクラブのほうで支出をします。それから、児童一人一人につきましては保険に加入いたしますが、その保険につきましては保護者が負担をしております。で、児童の事故の責任は保護者が負担ということで、そういう契約をしてお

ります。

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、6款農林水産費について、まず、3番、甲斐裕一君。

○議員（**3番 甲斐 裕一君**） 3番、甲斐でございます。ページ19ページ、6款の1目3項の19活力ある水田農業振興対策振興補助金、これと集落営農組織育成対策事業補助金、これについて内容と実施する農家、場所はどんなってるのか、お聞きします。

○議長（**刈野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**工藤 敏文君**） 農政課長です。甲斐議員の御質問にお答えをいたします。

活力ある水田農業資金対策振興事業は、競争力のある大規模経営体の育成を図ることを目的とする事業でございます。具体的には、大規模経営を目指す認定農業者を対象に、受託作業実施に必要な農業機械や施設の導入を行う事業でございます。

今回計上させていただいているのは、お二人の認定農業者の方で、いずれもトラクターの購入補助でございます。

それから、次に集落営農組織育成対策事業補助金でございます。これにつきましては、農業、農村の高齢化、担い手不足等の解消を目的とし、地域農業の担い手確保のために集落営農組織の法人化と、集落営農法人の育成を目的とする事業です。具体的には、法人設立を行う集落営農組織を対象に、法人化に必要な農業機械器具及び機械格納庫の導入を行う予定でございます。今回は2つの営農、法人組織に県費3分の1、市費6分の1で補助金を計上させていただいております。この2つの法人ですが、1つが挾間町の筒口の農事組合法人上筒口、もう1つは庄内町北大津留の農事組合法人すみかとなっております。

以上です。

○議長（**刈野けさ子君**） 次に、12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 次のページの渇水緊急対策なんですけれども、こんなに雨が降るとどうかなと思うんですけど、ポンプの購入基準っていうんですか、それについてちょっと教えてほしいんですが。

○議長（**刈野けさ子君**） 農政課長。

○農政課長（**工藤 敏文君**） 渇水対策事業のポンプの購入基準ちゅうことですが、23年の4月1日から6月30日までの間に発生した渇水において、連続干天日数が20日以上または30日間の総雨量が100ミリ以下である地域において、井戸の掘削や河川水路から用水するポンプの購入に対する補助金でございます。

ポンプ口径や出力や揚程に関する基準は一切ございません。更新費用が5万円以上で関係農家が2戸以上に対して補助をいたします。費用の負担区分は県が3分の1、市が6分の1で、半額が受益者負担となっております。

以上です。

○議長（淵野けさ子君） 次に、16番、利光直人君。

○議員（16番 利光 直人君） 利光です。今、甲斐裕一議員と西郡議員の2つが上がりましたが、同じですんで、もう取り下げます。

○議長（淵野けさ子君） 次に、4番、長谷川建策君。

○議員（4番 長谷川建策君） 同じですので、取り下げます。

○議長（淵野けさ子君） 次に、2番、廣末英徳君。

○議員（2番 廣末 英徳君） 9款消防費……。

○議長（淵野けさ子君） マイクを使ってください。え、今、6款です。

○議員（2番 廣末 英徳君） 6款か。9款に、同一趣旨ですので、私も取り下げます。

○議長（淵野けさ子君） 次に、1番、鷲野弘一君。

○議員（1番 鷲野 弘一君） 19ページの6款1項の19、甲斐議員が言われたそのちょうど間です。集落農場型低コスト省力化技術対策事業補助金ですけども、これはどういうふうな事業であるか、一つ教えてください。

それと、次の畜産費のところです。4目の、その中の13の測量費、測量調査費ちゅうのは私たちも大変つくっていただいて、これはうれしい事業なんですけども、いつも道路そばを通るわけですけども、200万円もかけた測量費を本当にいるのかちゅう、この測量費の基準はどこにあるのか、その辺ちょっと教えていただきたいのですが、その2点について教えてください。

○議長（淵野けさ子君） 農政課長。

○農政課長（工藤 敏文君） 農政課長です。鷲野議員の御質問にお答えをいたします。

集落農場型低コスト省力技術対策事業でございますが、これにつきましては低コスト栽培を目指す集団等を対象に、水稻直播き実証圃の設置及び研究に対する補助を行っています。対象圃場は湯布院町でございます。事業費の2分の1が県の補助で、市費負担はございません。

続きまして、測量調査でございますが、畜産建設予定地、筆数がかなりございます。それで、測量調査につきましては、分筆登記に必要な用地測量も含めて造成設計に必要な試験測量と用地測量を2つの委託料でございます。

以上です。

○議長（淵野けさ子君） 1番、鷲野弘一君。

○議員（1番 鷲野 弘一君） ありがとうございます。低コスト事業ちゅうのは、県が今やりますショットガン事業、ショットガン方式ちゅうやつですかね、と思います。と、思いますって言ったらあれですけど、そうじゃないかと思います。それと、この測量費に関しては、登記費までもこの中に混ざっているちゅう、今言い方で取ってよろしいですか。

○議長（淵野けさ子君） 農政課長。

○農政課長（工藤 敏文君） 分筆測量に必要な測量というのがかなりお金がかかります。その測量費まで作成していただいて、分筆登記の手続そのものは私のところで行います。

○議員（1 番 鷺野 弘一君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（淵野けさ子君） 次に、8 款土木費について。まず、1 6 番、利光直人君。

○議員（1 6 番 利光 直人君） 2 項 2 目の 1 9 節、先ほど 8 号で出ました、多分工事だと、繰り越しの分だと思うんですが、そう説明あったんですが、2, 7 1 5 万 1, 0 0 0 円。湯布院の、湯の坪街道の電柱無線化の追加の工事と、追加費用と聞いてますが、その追加の説明をお願いいたします。なぜ追加になったのか。

○議長（淵野けさ子君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 建設課長です。説明をいたします。お答えをいたします。

先ほどの繰り越しのところでも申し上げましたけど、準備不足の面もございまして、正確な費用をつかめなかったということが今回の補正の理由でございます。というのが、電力事業者、通信事業者、九電、NTT、地元大分ケーブルテレコムと市ということで5社の間で話を進めていかなければならなかったんですが、なかなか調整が思うようにいかず、正確な事業費をつかむことがおくれたという理由でございます。中身の金額を申し上げますと、2, 7 1 5 万 1, 0 0 0 円につきましては、まず九電に2, 3 3 9 万 3, 0 0 0 円を負担金として支払います。あと、NTTにつきましても、ただ今発注しております管路工事につきまして、最初昼間の作業ということで発注しておりました。ところが、地元との調整において、昼間の作業では無理だってことで夜間に変更しまして、それに伴う増額費用。あとまた、大分ケーブルテレコムにつきましても、必要経費を計上しております。

以上でございます。

○議長（淵野けさ子君） 1 6 番、利光直人君。

○議員（1 6 番 利光 直人君） 私ども、議員をしている関係で、いろいろな請願、陳情、地元、ほかのところから要請を受けます。その中で、3 0 件、4 0 件、いろいろなのを私も動いて、1 件でもそういうのがあったときは私から担当部課長に断るぞということを言うて、そこまで地元に説得させてでも1 件もないということがわかってから部課長とか担当課にお願いに回るのが現状ですけど、この辺の確認を、やっぱり担当課として、これは建設課に限らず今後の事業を持っていく上において、各担当課で十分な自分の審議を願いたいと、これだけは要望します。

○議長（淵野けさ子君） 答弁いいですか。

○議員（1 6 番 利光 直人君） それから、生野議員も言われたように、優先順位たくさん仕事もあろうかと思います。まあ、ことしも1 6 2 億か3 億または4 億なるかもしれません。そんな

中で、十分に配慮された執行部のこれからの指導をお願いしたというふうに思います。市長でも副市長でも、何かあれば一言。せっかく市長、仕事を、1億もの仕事を掛けるんですから、やはり地元の委員会が、一つパーなって、新しくまた設け直してでもこれせんなん事業なんかという、私は湯布院の方に悪いですけど、そう思いたい。一つ委員会がばれたんでしょ。で、新しく委員会をつくりなおして、湯布院のある方に、私聞いたら「いいんじゃ、無理にせんなんでも」ような極端言うたら、そういう方もおられます。だから、そのときにやっぱり同じ1億かけたら生きる仕事をしてもらいたいと、そういうふうに思います。

○議長（**瀧野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） 本当にお断りと、この時期の経過も踏まえて若干時間をいただいて説明させていただきたいと思います。

この事業は、平成21年度のいわゆるきめ細かな交付金事業ということで着手いたしました。この事業が起こったいきさつとしては、当時のきめ細かな交付金事業というのは一つ目的がありまして、電線地中化とか3つぐらいのメニューが上がっておりました。通常費として1億8,000万円ぐらいだったと思いますが、市としてきめ細かな交付金事業を受け入れて、追加があるという、その当時追加枠を示されたものですから、この電線の地中化については、平成11年度以降ずっと湯布院地域でもくらしの道事業等で上がっていた懸案でございました。それで、こういった目的に合うということで、何とか別枠でということで、実は予算要求をして、くらしの道事業で採択されたところでありました。

その後、平成22年度、私も行ったんですが、場所を絞り込んで実験をやるっていうことで、湯の坪の120メートルの区間を一応設定して、私のほうも現地に入って、ぜひ実験で今後のためになるんで協力願いたいということをお話ししまして、地元の中で5人の委員を選定して、もう十数回ぐらい議論を重ねたり、やってまいりました。そんな中で、いざ工事をやるとなりますと、電線の配置の問題、それから水道管の付けかえ、それからボックスの位置と、いろんな調整項目が発生してまいりました。そして一応事業ができるという段取りになったのが、平成23年の初めぐらいです。その時点で、やはり、ある意味では、九電とNTTにお金を負担するような格好になるのわけなんです、そここのところの見積もりが、当初一般的な場所よりも非常に複雑な場所であったので大変お金がかかりました。これに関しては、見積もり不足ということで、結果として大変御迷惑をかけたことに対しては本当におわびしたいと思います。ただ、委員会は変わったわけではなくて、委員会は最初5人の委員でやってたんですが、いざ工事になるといろんな関係者が出てくるということで、委員の数をふやしまして新たに委員会を設置して、いわゆる実施委員会ということで、現在も進めているところでございます。詰めが足りなかった分については、十分反省しておりますし、やっぱり工事費というのは本当にあくまでも予算枠で済ますとい

う原則について、なかなかうまくいかなかったことについては、これからおわびを申し上げます。

○議長（**浏野けさ子君**） 次に、11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 同趣旨ではありますが、もう一回確認の意味も含めて副市長中心にお伺いします。

今御説明受けましかれども、計画区域がこれからまた伸びるのか、すべての湯の坪街道を電線地中化するというのが、僕は最終的目標に据えない限り途中で終わるわけないと考えておりますので。その点がまず1点です。

それに、弱り目に祟り目になるかもしれませんが、きめ細かな臨時交付金のときに予定して、それが今年度負担を伴う事業として、こういうふうに分らになったということで、今後の姿は大体私も予見できるんですけども、そういう読み方をして、そして計画をして実際に動き始めた途端にこういう状況の6月補正が出たわけですから、これはもう本当に反省すべきだと思います。課長が反省するんじゃなくて、課長は4月になったばかりです。はなっからかわっているのは副市長でございますので、そのあたり本当にきちっとしないと、これから先そういう形でのちょっと手をつけただけで、「あっ、これだめになりましたんで、次移ります」とやるには、余りにも施策に対する方針があやふやであると指摘せざるを得ないんです。まあ、国東ですか、昭和の町なんか見ますと、電線の地中化じゃなくて、明らかにもっと浮き上がらせてトランスでも置いて、コンクリートの電柱を木造にして雰囲気出そうよと、電線がある景色というのも、夕日ヶ丘3丁目じゃないですけど、あれを一つの大きな売り物になるぐらい視点を変えれば、いろんな個性の打ち出しができるので、日田がやったから由布市もというふうな安易な発想を、これからは謹んでやらなきゃいけないと私も思います。その点の考え方、もう事実は承りましたんで、考え方だけは、今お答え願いたいんですけど。

○議長（**浏野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） 溝口議員の御質問にお答えいたします。

もちろん無電柱化というのは景観だけではございませんが、この時点では景観というやつに絞って、私のほうの考え方を述べさせていただきたいと思います。

確かに、きのう湯平の景観の勉強会があつてやったんですが、柳田國男さんが、「美しい景観はないと、そこには美しいくらしがあるんだと」ということで景観行政の本質をみたいなやつを述べたのを見ました。確かにどの場所もすべてだとうことは、きっとないと思います。ただ、私やっぱり湯布院という一つの観光地とか一つの暮らしの場を見たときに、やはり由布岳の景観とかいろんな周辺の連景観、電線を全部地中化することではなくて整理するということは大変必要なことだと思ってます。ともすれば、湯の坪街道はどんどん後から家が建ってきた経緯もありまして、非常に高圧線とかいろんなやつが左右入り乱れて入っているという意味では、景観上

も少し問題になっている点だと思ってます。また、地域の人々が電線の地中化以前に、もう既に、本当に家をセットバックして、自分の家の前に木を植えたりとか、そんな努力もされております。そんなことも含めて、やはりもう一度原点に返ってやり直さなきゃいけないと思っております。ただ、今回の事業が非常に準備不足だった点も含めて、本来電線類の地中化っていうのはいろんな方式がありまして、自治体管路方式とか、NTTとか九電が双方に寄り合っあってやる事業とか、いろいろな補助事業の制度もあります。そういったことも含めて、湯布院の駅前からはずっと県道が続いていますが、県とかとも十分調整をしながら、あの地域一体がどうあるべきだということをもう一度しっかり考え直して、そして当然先ほど佐藤議員から意見が出ましたが、一般財源をなるべく使わなくていい方法、これについても十分、今回は十分検討しなおしてまた議会にお諮りしておきたいと、私は考えております。

以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 次に、11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） まさにきめ細かな交付金がなくなった途端に一般財源ですから、そのあたり本当に今副市長反省なさっていただいて、今後も私ども注目していかなきゃいけないと思います。

また、この事業自体が本来市民の生活にかかわる優先次項からいったら地中化よりも他の事業等に回すべきで、地中化は最後の、順番からいったら、先ほども同僚議員も言ってましたけれども、そんなに優先順位は高くないはずだと私は思ってるんですけど、生活住民、住民のためという視点から見た場合に、今の私の考え、この事業が一体どのあたりに位置づけられているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（**渕野けさ子君**） 副市長。

○副市長（**清水 嘉彦君**） 溝口議員の質問にお答えいたします。

本当にこれ判断大変難しいところにあります。多分判断するレベルが多分違う次元にある問題ではないかと思っております。当然のことながら、いろんな扶助費とか、それから生活道路とか、こういったものは当然着実にやっていかなければいけない、最低限のセーフティネットつくるための事業と。一方では、電線類の地中化、これは安全も当然あるんですが、今回の震災のように電柱を倒れた姿を見たときには安全というのもあるんですが、やはりそれとは違ったレベルの景観とか暮らしとか、そういった事業だと思います。これを本来比較するというは大変難しいと思いますが、やはり行政の立場としてはどうやって先行的な投資の部分とそういった生活の基盤安定という部分を踏み分けるかということについては、本当に今回のことも十分反省をしてしっかり考えていきたいと思っております。

○議長（**渕野けさ子君**） 11番、溝口泰章君。

○議員（１１番 溝口 泰章君） 一言、本当に期待してますから、そのあたりの峻別といいますか、それと実行ということをぜひともお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渚野けさ子君） 次に、４番、長谷川建策君。

○議員（４番 長谷川建策君） 両議員と同趣旨ですので、取り下げます。ただ、１点だけ、１２０メートルの間に電柱何本埋めるんですか。

○議長（渚野けさ子君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 今、正確な数は覚えませんが、１２０メートル間に電柱自体は３本か４本（「３本やね」と呼ぶ者あり）はい、ということでお願いします。

○議長（渚野けさ子君） ４番、長谷川建策君。

○議員（４番 長谷川建策君） その３本地中にいける、そのために何本電柱は立つんですか、また別に立たんにゃいかんですね。何遍も現場を見に行っただんですが、あんまりあらましの工事なことあって、ちょっと心配しております。

○議長（渚野けさ子君） 建設課長。

○建設課長（麻生 宗俊君） 確かに、撤去する電柱よりも新たに立つ電柱のほうが数が多いってことで、これが、１２０メートル間のためにそういう数になったわけです。効率よく延長を決めてやればそういうふうにはならない、今回はたまたま旅館とかそんな関係もありまして、そういう結果になったということでございます。

○議長（渚野けさ子君） ４番、長谷川建策君。

○議員（４番 長谷川建策君） よくわかりました。ありがとうございました。すばらしい景観ができるように願ってます。終わります。

○議長（渚野けさ子君） 次に、１番、鷺野弘一君。

○議員（１番 鷺野 弘一君） 同趣旨ですので、取り下げます。

○議長（渚野けさ子君） 次に、９款消防費について。まず２番、廣末英徳君。

○議員（２番 廣末 英徳君） ２番、廣末英徳です。９款消防費３目災害対策費１１節需用費において３８０万３,０００円と、えっ、３８０万——３万、何かぼろっとしております。３５０万４,０００円増額と。それと、どういうふうな形で、３庁でどこに何をどれだけ置いているのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（渚野けさ子君） 総務部長。

○総務部長（島津 義信君） 総務部長です。９款１項３目１１節需要費の消耗品費３５０万４,０００円でありますけど、由布市において備蓄をしておりました物資を東北地方の被災地のほうへ救援物資として送りましたので、その補充分であります。食料３,０００食と間仕切りダ

ンボールの購入でございます。各庁舎の備蓄分については、今資料を持っておりません。

○議長（**浏野けさ子君**） 2番、**廣末英徳君**。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） 食料3,000食、その3,000食は何を入れているのか、水も乾パンとかそういうものも入れているのか、毛布等はどうなっているのか。あと、場所はどこに入っているかわかんないわけですね。3庁に分担している場所で大体わかればいいと思います。今、量は聞きましたので。

それから、一緒に話をします。修繕費の32万6,000円と。これ新規って書いてますけど、これはどういう形で需要費の中に入っているのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） 総務部長。

○総務部長（**島津 義信君**） 総務部長でございます。3,000食につきましては、今ご指摘がありましたように、食料とそれから水も含んでおります。それから、3庁舎に対策庫といいますか、をそれぞれ供えておりますので、そちらのほうに配分をするようになります。それから、修繕費の32万6,000円ではありますが、湯布院庁舎に設置をしております防災無線の遠隔制御の機械を、観光課に今設置をしているんですが、それを地域振興課の前の事務所のほうへ移設修繕するものでございます。

以上です。

○議長（**浏野けさ子君**） 2番、**廣末英徳君**。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） その中には、毛布は、一番大事な毛布とかいうのはありませんか。

○議長（**浏野けさ子君**） 総務部長。

○総務部長（**島津 義信君**） お答えいたします。

毛布につきましては、今回はお送りをしておりませんので、今回の補充分には加えておりません。

○議長（**浏野けさ子君**） もう3回——終わりです。次に、1番、**鷺野弘一君**。

○議員（**1番 鷺野 弘一君**） 今言われたとおりですので、取り下げます。

○議員（**2番 廣末 英徳君**） 次に、10款教育費について、まず**西郡均君**。

○議員（**12番 西郡 均君**） 3目の大分元気っ子体力パワーアップ事業委託金で、消耗品で組んでます。体育環境の整備च्छゅうことで、よくわからんですけど、消耗品、どういうものなのか教えていただきたいと思います。

それと、社会教育総務費の県支出金そのものは地域教育力向上支援事業補助金ということで上がってるんですけど、前の放課後子どもプラン推進事業補助金から比べて5万5,000円の減額であるにもかかわらず、事業費そのものはかなりの減額になっているので、どういうことだろ

うか。主に報奨費から使用料及び賃借料の部分というふうに言われましたけれども、5万5,000円の減額は、どうしてこんなに大きな減額になるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（淵野けさ子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 実子君） 学校教育課長です。お答えいたします。

大分元気っ子体力パワーアップ事業は、県の委託事業で、市内の3小中学校で取り組みを進めております。体育の授業の充実や、体育環境の整備の目的に位置するようにはしておりますが、今回は各学校とも体育用品費として、ボール、長縄の購入や体育の授業で使用する学習カード用紙の購入に当てるため、消耗品費として組んでおります。

○生涯学習課長（利光 浩君） 生涯学習課長です。25ページの補助金の関係で、お答えします。

今回放課後子ども教室事業と学校支援地域本部事業というのが新たに地域教育力向上支援事業として一本化されました。その一本化されたことによって、全体で2回あった事業というのが統合されて、16万4,000円に減額となりますよと。しかしながら、この一本化した事業の中で実施要綱は示されているんですが、補助対象になる経費が拡大されたという形で減額が96万4,000減額になりましたが、補助金については5万5,000円の減額で済んだという形になります。

以上です。

○議長（淵野けさ子君） いいですか。次に、13番、太田正美君。

○議員（13番 太田 正美君） 10款4項3目の小1プロブレム対策という事業の内容と、これは事業するところからの申請でこの事業が始まったのか、それと、今後これは由布市内全域でこの事業が拡大するのか、それとも、当該校だけが、問題があつて、ここだけの事業なのかをお尋ねします。

○議長（淵野けさ子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 実子君） 学校教育課長です。お答えいたします。

小1プロブレムとは小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動が取れない授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数カ月継続する状態のことを言います。これまでは一カ月程度で落ち着くと言われていましたが、最近のこの状態が継続するようになり、保育園や幼稚園での就学前教育と、小学校教育の接続が注目されるようになりました。

今回の事業は、その解消を図るために、小学校生活がスムーズにスタートを目指し、保育園、幼稚園、小学校における学びの連続性と連携のあり方について研究します。県の委託事業として、これから3年間取り組みを進めていくように計画しております。本年度は、先ほど言われました

ように由布川幼稚園、由布川小学校のブロックで、アプローチカリキュラムというのを幼稚園で作成いたします。来年度以降は小学校におけるスタートカリキュラムの作成を予定しております。最終的には由布市内すべての保育園、幼稚園、小学校に研究の成果を提示し、それぞれの取り組みを進めてもらうように計画しております。

以上です。

○議長（淵野けさ子君） 以上で、議案第55号についての質疑を終わります。

それでは、諮問第2号及び承認第4号並びに議案第54号及び第55号の計4件の案件については、会議規則第37条第1項の規程により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。各委員会での慎重審査をお願いいたします。

----- . ----- . -----

○議長（淵野けさ子君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は、6月24日午前10時から、各委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。大変に御苦労さまでした。

午後3時08分散会
